

**「EU 米国間の包括的貿易投資協定
(TTIP)」に関わる
交渉進捗状況と欧米産業界の見方**

2016 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EUと米国が交渉を進めている「包括的貿易投資協定（TTIP）」については世界経済をリードする先進国間の戦略的通商協定として注目される。関税率の低減や原産地規則など「市場アクセス」だけではなく、双方の産業に対して規制を課す当局間での意見調整をめぐる「規制協力」、そして、投資保護・投資家対国家の紛争解決（ISDS）の手法や地理的表示（GI）などに関わる「ルール」についても、双方の溝を埋めるべく交渉が続いている。

本レポートでは、主要な産業分野での交渉状況を報告すると共に、双方の主要産業界の意見や見方、更には意思形成をめぐる欧州側の様々な利害関係者によるロビーの状況・欧州委員会の対応についても、公開情報に基づき、具体例を挙げて紹介する。

目次

1. これまでの交渉の概要と EU 側の動き（2014年3月～2015年10月）	1
(1) これまでの交渉の概要	1
(2) 第11回交渉の進捗状況	3
① 市場アクセス	3
② 規制協力	8
③ ルール	10
(3) 投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）に関する EU の動向	12
2. TTIP 交渉に対する産業界の見解・意見	16
(1) 市場アクセスに関する議論	16
① 自動車	16
② 化学品	16
③ エンジニアリング・機械	17
④ 情報通信技術（ICT）	19
⑤ 医薬品	19
⑥ 繊維・衣料	20
⑦ 金融	21
⑧ 石油・ガス	21
⑨ 農産品・食品	22
(2) 規制協力に関する論議	23
① 自動車	23
② 化学品	24
③ 医療機器	26
④ エンジニアリング・機械	27
⑤ 情報通信技術（ICT）	29
⑥ 医薬品	30
⑦ 繊維・衣料	31

⑧ 金融.....	32
⑨ 石油・ガス.....	33
⑩ 農産品・食品.....	33
(3) ルールに関する論議.....	34
① 化学品.....	34
② エンジニアリング・機械.....	35
③ 情報通信技術 (ICT)	35
④ 医薬品.....	35
⑤ 繊維・衣料.....	36
⑥ 石油・ガス.....	36
⑦ 農産品・食品.....	37

図表目次

表 1:	TTIP のこれまでの交渉日程 (第 1 回～第 11 回)	1
表 2:	TTIP の 2015 年中の交渉概要 (第 8 回～第 11 回)	1
表 3:	TTIP の ISDS 条項をめぐる EU の動き (2014 年 3 月～2015 年 11 月)	12

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

1. これまでの交渉の概要と EU 側の動き（2014 年 3 月～2015 年 10 月）

(1) これまでの交渉の概要

EU と米国は、2013 年 2 月に「EU 米国間・包括的貿易投資協定 (TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership)」の交渉開始に向けた手続きに入り、EU で 6 月に外相理事会が欧州委員会に対する交渉の権限付与 (マンデート) を合意したことを受け、EU と米国は協定の締結に向けた交渉開始を宣言した。2013 年 7 月には第 1 回の交渉を行い、2015 年 10 月までに 11 回の交渉を行った。2015 年中の交渉は第 8 回～第 11 回の 4 回で、第 12 回の交渉は 2 月 22～26 日にブリュッセルで開催される。第 1 回～第 11 回までの交渉日程を表 1 に、2015 年に開かれた第 8 回～第 11 回の交渉の概要を表 2 に示した。

表 1： TTIP のこれまでの交渉日程（第 1 回～第 11 回）

	時期・場所	
第 1 回交渉	2013 年 7 月 8～12 日	ワシントン D.C.
第 2 回交渉	2013 年 11 月 11～15 日	ブリュッセル
第 3 回交渉	2013 年 12 月 16～20 日	ワシントン D.C.
第 4 回交渉	2014 年 3 月 10～14 日	ブリュッセル
第 5 回交渉	2014 年 5 月 19～23 日	アーリントン (バージニア州)
第 6 回交渉	2014 年 7 月 14～18 日	ブリュッセル
第 7 回交渉	2014 年 9 月 29 日～10 月 3 日	ワシントン D.C.
第 8 回交渉	2015 年 2 月 2～7 日	ブリュッセル
第 9 回交渉	2015 年 4 月 20～24 日	ニューヨーク
第 10 回交渉	2015 年 7 月 13～17 日	ブリュッセル
第 11 回交渉	2015 年 10 月 19～23 日	マイアミ (フロリダ州)

表 2： TTIP の 2015 年中の交渉概要（第 8 回～第 11 回）

	交渉分野の概要
第 8 回交渉 ¹	<p>市場アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 回交渉で交換していた双方の関税引き下げ案 (いわゆるオファー) について協議。EU が米国案に失望感を示したため協議を停止し、再提案の方向で調整。 サービス分野では提案について包括的な検討を実施。 <p>規制協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 分野横断的な事項では、衛生植物検疫措置 (SPS) について米国のテキスト案を詳細に協議。規制調和では EU がテキスト案を提示し、この中で規制協力機関の創設を提案。 自動車、化学品、医薬品、医療機器、化粧品、繊維、情報通信技術 (ICT)、エンジニアリング、農薬の特定 9 分野について技術面を中心に協議。 <p>ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府間紛争解決では、双方の紛争を解決する効果的なメカニズムの設立を目指し協議。 中小企業 (SME) では統合テキスト案に基づいて協議。

¹ Report of the eighth round of negotiations for the Transatlantic Trade and Investment Partnership, 5/3/2015 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/february/tradoc_153175.pdf

<p>第 9 回交渉²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権（IPR）では規定に盛り込む事項の微調整を視野に入れて協議を継続。 <p><u>市場アクセス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関税や公共調達について技術面の協議を継続。 ・サービス分野は、第 10 回交渉で新提案を交換するため協議を持ち越し。 ・公共調達の市場アクセス向上について協議を継続。 <p><u>規制協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な事項で統合テキスト案について協議。EU は規制協力に関するテキスト改正案を提示。 ・米国は貿易の技術的障壁（TBT）で追加的に新たな提案を示し、製造事業者の輸出時の検査重複を撤廃することに重点を置く。 ・化学品、医薬品、自動車、医療機器など特定 9 分野について技術面の協議を継続。 <p><u>ルール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易と持続可能な開発／労働・環境を除く全分野を対象に協議。貿易と持続可能な開発については、EU が次回交渉までにテキスト案の提示を目指す。 ・エネルギーと原材料の規定を盛り込むことを協議。EU は次回交渉までにテキスト案の提示を目指す。 ・税関・貿易円滑化、政府間紛争解決で協議が進展。 ・地理的表示（GI）では協議が難航。
<p>第 10 回交渉³</p>	<p><u>市場アクセス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU はテキスト案を提示。 ・関税と公共調達についての協議はなかった。公共調達では、EU は集中協議を行う枠組みを設けることを要請。 ・農業では、双方のテキスト案について徹底して協議。 ・原産地規則について協議し、一般規定に関する統合テキスト案で進展あり。 <p><u>規制協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の適正な実施に向けた道筋、将来的な規制協力を促進する枠組み作り、世界貿易機関（WTO）での既存の協力関係を上回る TBT と SPS の措置、特定 9 分野における規制の互換性の強化で合意。 ・規制調和では、双方のテキスト案について質疑応答。 ・TBT では、適合性審査の規制の枠組みを向上させる方法について協議を継続。 ・特定 9 分野では、技術的な協議に進展。 <p><u>ルール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発／労働・環境を除く全分野を対象に協議。貿易と持続可能な開発については、EU が 9 月までにテキスト案を提示することを明示。 ・SME では、統合テキスト案についての議論に進展あり。 ・政府間紛争解決では、手続きのルールに重点を置く。
<p>第 11 回交渉⁴</p>	<p><u>市場アクセス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・双方が 2 回目の関税引き下げ案を交換し、対象項目の 97% をカバー。 ・サービス分野では、7 月に提示したテキスト改定案について意見を交換。 ・EU は農業に関する章の一般規定のテキスト案を提示。 ・双方は品目別の原産地規則の提案を交換。 ・公共調達で本格協議を開始し、2016 年 2 月に最初の提案を交換することを決定。 <p><u>規制協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な事項では、既に提示されたテキスト案を基に協議。TBT と SPS で特に進展があった。

² Report of the ninth round of negotiations for the Transatlantic Trade and Investment Partnership, 12/5 2015 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/may/tradoc_153437.pdf

³ Report of the tenth round of negotiations for the Transatlantic Trade and Investment Partnership, 29/7 2015 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/july/tradoc_153667.pdf

⁴ Report of the eleventh round of negotiations for the Transatlantic Trade and Investment Partnership, 6/11/2015 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/november/tradoc_153935.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> • 特定 9 分野では、規制の互換性を達成する方法について集中的に協議し、進展があった。 <p><u>ルール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • EU が初めて持続可能な開発／労働・環境に関する案を提示し、これに基づき協議。 • SME では、統合テキスト案について進展あり。 • GI についての協議は進展がなかった。 • エネルギーと原材料の規定を盛り込むという EU の要望について、依然として合意に達していない。
--	---

(2) 第 11 回交渉の進捗状況

欧州委員会は 2015 年 11 月 6 日に第 11 回交渉の内容について報告書⁴を公表した。欧州委員会は第 7 回交渉から交渉内容に関する報告書を公表しているが、第 11 回交渉報告書では従来よりも詳細に説明している。この報告書に基づき、「市場アクセス」「規制協力」「ルール」について、以下に交渉の進捗状況をまとめた。

① 市場アクセス

- 関税：米国と EU の双方が関税について 2 回目の提案を行い、対象項目の 97%はある程度の時期に関税撤廃が見込まれることになった。この他、3%は農産品や繊維、自動車など米国と EU の「センシティブ品目」に該当する。
- 農産品：EU は「農業」章の一般規定に関するテキスト案を提示した。この案によれば、輸出金融や農産品に対する補助など輸出競争力政策に関する規定を定め、この章の履行状況を監視する機関を設置する。EU は、ワインなど EU 域内産の農産品が米国市場で直面する非関税障壁の解決に向けた取り組みの必要性を指摘。農産品の関税撤廃について、EU は地理的表示 (GI) やワイン、衛生植物検疫措置 (SPS) で協議が進展する必要性を強調。
- 公共調達：「公共調達」章の規定を集中的に協議。欧州企業の市場アクセスに影響を与える米国の制約、連邦政府と州政府レベルの両方での市場アクセス、中小企業の調達市場へのアクセス促進という EU が課題に挙げる各事項について協議。2016 年 2 月に最初の提案を交換する。
- サービス貿易と投資：双方は既にテキスト案を提示し、協議の中心は双方のテキスト案についての理解を深めて統合テキスト案を準備することになった。専門資格の相互承認協定 (MRA) に関して可能な手段について見解を交換。
- 通信サービスと電子商取引：通信では特に、対象範囲や基本的施設へのアクセスについて協議。他に相互接続や規制当局、ライセンス供与手続き、是正措置の規定も協議。電子商取引では、情報セキュリティの問題、オンラインサービスの承認手続き、電子取引に対して課される関税、電子手段による契約締結など EU のテキスト案を協議。デジタル製品に対する不当な差別的対応、ネットワーク中立性、消費者保護に関する米国案についても協議。

- 原産地規則：横断的ルールや原産地規則の原則について、テキスト案を統合することで合意。双方が原産地と見なされる工業製品の具体的基準について提案を交換した。

【コラム①:「公共サービス」をめぐる議論・応答】

- ・差出人：ドイツ・(バイエルン州ヴァイルハイム＝ショーンガウ郡) オーバーハウゼン町
トマス・ファイストル町長
- ・書簡作成日付：2015年9月10日
- ・送付先：欧州委員会 セシリア・マルムストロム委員（通商担当）
- ・表題：「TTIP 及びその他自由貿易協定についての決議」

・要約（原文言語：ドイツ語）

「オーバーハウゼン町は、現在様々な利害関係者の中で論議されており、かつ交渉が行われている「TTIP」「EU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）」「新サービス貿易協定（TISA）」によって自らの権利が著しく損なわれるおそれがあると判断、以下の通り決議した。

オーバーハウゼン町議会は、TTIP、CETA 及び TISA に関する現在の交渉の中断を（ドイツ）政府、（バイエルン）州政府、及び EU レベルの全代表者に対して求める。原則的には、我々は自由貿易協定を歓迎している。しかし、以下の（要望）項目が考慮されない場合、TTIP、CETA、および TISA は拒否されるべき。現在、これらの協定で、我々オーバーハウゼン町のあり方を不利に制限する内容が取り沙汰されている。それらの協定は、市町村による自治に対する干渉を表明している。オーバーハウゼン町は、交渉責任者に対して、以下の点に鋭意取り組むよう求める。

- ① 市町村による公共サービスを TTIP 及び全ての自由貿易協定の市場アクセスの対象から除外すること。市町村の自治及び独立に対する干渉は排除されるべき。
- ② TTIP、CETA、及び TISA の自由貿易協定に関する EU の交渉について、透明性のある情報提供が行われること。3 協定全ての交渉は現在、非公開。欧州議会・議員であっても、（テキスト案）文書へのアクセスが制限されている。従って、全交渉文書の公開及び市町村（首長レベル）による交渉への参加を求める。
- ③ 救護サービス及び水利関連サービスについては、公募を行わずに市町村間で適宜協力することを例外的に認めているが、このことを自由貿易協定は問題にしないこと。
- ④ 現在、交渉されている全ての自由貿易協定で、特殊な投資保護条項を放棄すること。
- ⑤ 仲裁裁判所の介入を阻止すること。TTIP 及び CETA のテキスト案・協定文書によると、国際的な企業グループに、（国外・外部の）仲裁裁判所に対する特別提訴権が認められており、これは民主主義に則って（国内で）制定された法律に反する。
- ⑥ 貿易障壁の排除を目的として、国内で有効な標準や基準を縮減することは絶対に認められない。このことは、特に環境及び消費者保護の分野が該当する。具体的には、遺伝子組み換え（GMO）作物に関する EU 規則並びに食肉及び乳製品に関する有効な法令が該当する。CETA では、規制に関する協力が定められている。これは、協定の本質的な部分が発効以降、（規制当局間で）初めて調整されることを意味し、それは標準・基準の緩和といった詳細についての事後交渉を認めることに他ならない。

- ⑦ 貿易協定を梃子にして水圧破砕（フラッキング）事業が計画されないこと。地下資源の採掘はドイツ立法府及び行政府の専権事項であること。
- ⑧ ドイツ連邦経済・エネルギー省における TTIP 諮問委員会の設置は、市町村（代表）を参加させることを条件に支持。
- ⑨ TISA については「ポジティブ・リスト」（自由化できるサービス分野を特定する方式）作成、及び現行のサービス委託権を認めること。既に交渉妥結した CETA では、この委託権は「ネガティブ・リスト」方式（自由化義務の例外分野を特定する方式）で決定される。CETA の「ネガティブ・リスト」には「街灯・公共緑地・社会住宅建設」などのサービス業務が「電力・ガス・地域暖房・下水・ブロードバンド」と同様にリストに入れられていない（この結果、これら行政サービス委託に公募義務が課される）。

オーバーハウゼン町は、州政府、ドイツ連邦政府及び欧州議会に対して現在の交渉または協定批准に反対の姿勢を表明する。さらに TTIP、CETA、および TISA の交渉に対する我々の拒否的姿勢については、報道されるべきである。

私はオーバーハウゼン町の代表者として、上記項目に関する、貴殿（マルムストロム委員）の意思表明または説明を求める。回答あれば、幸甚。」

オーバーハウゼン町 首席町長
トマス・ファイストル

【コラム②:「公共サービス」をめぐる議論・応答】

- ・差出人：欧州委員会 セシリア・マルムストロム委員（通商担当）
- ・書簡作成日付：2015年9月4日
- ・送付先：ドイツ シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州 トルステン・アルビツヒ首相

・要約（原文言語：ドイツ語）

「2015年7月2日付・書簡及び、「米国との貿易投資協定（TTIP）」及び「カナダとの貿易投資協定（CETA）」の交渉に関するシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州議会決議の通知に謝辞。

私（マルムストロム委員）は、ドイツでの論議に大いに関心があり、TTIP 及び CETA が幾つかの（ドイツの）地方自治体において問題視されていることについては認識。通商担当の欧州委員としての私の就任以来の優先課題のひとつに、TTIP 交渉の透明性強化がある。このため、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州議会・決議で、取り上げられた項目を含め、問題提起された多くの課題に対する包括的な回答をウェブサイト

（<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ttip>）で公開しているところ。（中略）

公共サービス及び地方自治の保全には、これまでも注意を払ってきた。このことはEU条約でも認められている。CETAを含め、これまでのEUの全ての自由貿易協定は、公共サービス、例えば、公的保険制度、公共交通制度、教育制度、または水供給の全分野について、留保という法的形態で、義務化に対する広範な例外を認めている。このことは、特に地方自治体レベルにおいて公共独占または国内の特定民間事業者への許認可維持を認めるもの。民営化は義務付けられていない。

公共サービスに対する一般的例外に加えて、我々は以下の分野に対する特殊留保も認めている。

- ① 国家が資金提供、もしくは国家が助成する医療給付及び社会的サービス
- ② 国家が資金提供、もしくは国家が助成する教育
- ③ 水資源の回収、処理、供給及び管理のためのサービス

その他、公的サービスへの補助金給付も認めており、文化領域に対する助成にも適用。

公共サービスとの関連では、米国通商代表部のフロマン代表との「共同宣言（2015年3月20日）」も指摘したい。そこでは、EU及び米国における公共サービスの重要な役割及び自治が強調されている。加えて、最近、欧州委員会はTTIPにおけるサービス貿易、投資、及び電子商取引についてのEU側提案、そして、サービス及び投資の分野におけるEU側提案（オファー）を欧州委員会・貿易総局ウェブサイトで公開した。この文書は、上記の全項目を具体的に解説している。

標準・基準全般について、欧州委員会がEU法において認められた規則をTTIPまたはCETAを通じて希釈することはあり得ないと何度も強調してきた。EU及び加盟国も引き続き独立かつ自己責任の下で、標準・基準を定義、制定する。これは、EU域内で、通常の所定手続きを通じて行われる。（中略）

欧州委員会は、この交渉の中で、公共の福祉のためのEU加盟国の調整権限が制限されることがないように、また、投資保護のための紛争解決手続きによっても制限されることがないように、留意。このことはCETAでも明言。TTIP及び投資保護に対して、欧州委員会の基本姿勢は、例えば、ドイツのようなEU加盟国で長期にわたって定着した既存システムを抜本的に近代化することを目標として改革に取り組んでいる。既存の投資保護基準をさらに精緻に具体化し、濫用の可能性があれば、それを排除することが欧州委員会の狙い。また、既存の投資紛争の解決システムは法治国家の原則を満たし、改革されるべきとの認識。これについての具体的な提案は、2015年5月に欧州議会及び欧州理事会に提出している。上記説明によって、懸念が解消すれば幸甚。」

欧州委員（通商担当）

セシリア・マルムストロム

② 規制協力

分野横断的な事項

<規制調和> 双方のテキスト案から規制のベスト・プラクティスと規制協力について協議。

規制策定プロセスの初期段階で入手が可能な情報の種類など、規制の計画について双方が概要と具体的内容を提示した。

<貿易の技術的障壁 (TBT) > 双方の標準規格策定システムへの参加機会の明示や透明性などを協議。EU が近隣諸国と規制や規格を近づける作業とこれが米国の輸出事業者に与える影響も協議の対象となった。製品の適合性審査に関する問題も協議した。

<衛生植物検疫措置 (SPS) > 双方のテキスト案の統合と策定で建設的な作業が行われた。

まだ草稿ができていない付属書 (監査、証明書、同等性、輸入検査、衛生植物検疫措置の地域主義) を含めたテキスト案の完成に向け、積極的取り組みを継続することで合意。

特定 9 分野

<医薬品>

- ・欧州委員会の保健衛生・食の安全総局と欧州医薬品庁 (EMA)、米国食品医薬品局 (FDA) が、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準 (GMP)」の検査システムの同等性を評価するタスクフォースの作業について最新情報を提示。
- ・米国のバイオシミュラー (バイオ後続品) に関するガイドライン採択を EU が歓迎。
- ・EU は、後発医薬品の承認に関する協力と調和の強化に向けて技術文書を次回交渉までに提示する方針を確認。
- ・EU は、ヒトが使用する医薬品のパッケージに表示される安全特性に関する詳細なルールを定めた EU 法について、最新情報を提供。
- ・規制当局間における企業機密を含めた情報の交換を認める枠組みを確立させる方法について、協議を継続する予定。

<医療機器>

- ・医療機器個体識別 (UDI)、医療機器品質管理システム、電子申請 (RPS) について、交渉を通じてどのように具体的な成果を達成するかを検討。
- ・EU は医療機器単一監査プログラム (MDSAP) のパイロットプログラムのオブザーバーであり、今後の取り組みを検討するため 2016 年末にパイロットプログラムの経験について評価を行う予定。
- ・米国では UDI の表示によるハイリスクな医療機器の識別が必要で、EU も医療機器法令の改正の枠組みで同様の規定を想定している。また、EU と米国の UDI データベースの互換性と相互運用性を徹底するために技術的な交流を実施する。
- ・双方は現在、国際医療機器規制フォーラム (IMDRF) で合意した市販承認審査に必要な項目 (Table of Contents) の検査に関与しており、その結果に応じて実施を判断する。

<化粧品>

- ・EU と米国の化粧品成分の安全評価方法について、技術的協議を継続。

- ・米国は、紫外線（UV）フィルターなどに関する法案をまとめており、EUはこれについて専門家の意見交換の拡大に関心を表明。
- ・規制協力的手段として、化粧品規制協力国際会議（ICCR）の役割の強化方法を協議。
- ・双方における化粧品原料の国際命名法（INCI）の利用促進方法について協議を継続。
- ・EUは米国に対し、米国の化粧品メーカーが動物実験の代替法を促進するよう公式声明を出すことを改めて提案。

<繊維>

- ・同じ繊維に対してはできるだけ同じ名称とすることを目的に、新しい繊維の名称指定に向けた双方のプロセスを調整する可能性について協議。
- ・製造者が米国試験材料協会（ASTM）のシンボルと国際標準化機構（ISO）のシンボルのどちらでも利用できることを認める取り扱い表示に関する2012年の米国連邦取引委員会（FTC）の提案について、EUは最新情報の提供を要請。
- ・繊維・衣料に適用される規格に関する協力強化について協議。

<自動車>

- ・同等性の認証方法に関して、EUの第1回と第2回のテストケースに米国がフィードバック。代替規格の認証や短期的な調和の可能性について、双方の規制当局が協議。
- ・迅速な調和の手続きに関する協議を実施。
- ・1998年の「国際連合・欧州経済委員会（UNECE）協定」について、双方は次回の車両構造作業部会（WP29）での協議に向け、3者共同提案に関する追加作業を協議。
- ・双方は共通する関心事項の研究プロジェクトや共同プログラムの可能性について、最新情報を交換。

<情報通信技術（ICT）>

- ・双方はICT分野の7課題について情報を交換。
- ・移動体通信端末の比吸収率（SAR；端末利用時に側頭部など人体が局所的に電磁波に晒された場合に吸収されるエネルギー量）とソフトウェアラジオ（SDR）の分野で、最新の展開を協議。互換性のある規制を設けるため、規制策定プロセスの情報共有で合意。
- ・スクリー一体型のICT機器の電子ラベルに対する取り組みについて、双方の規制当局が協議。EUと米国の市場でICT製品の安全性と規制要件への遵守を徹底するため、EU・米国間で市場監視当局の協力を向上する方法について選択肢を策定。
- ・米国は、e-アクセシビリティの基準見直しに向けた規制策定プロセスの進捗状況について情報を提供。米国とEUの基準ができるだけ近いものになるように、EUはこのプロセスを注視する。
- ・e-ヘルスでは、双方の覚書の枠内における進捗状況について双方が報告。

<エンジニアリング>双方は機械分野で規制協力の領域を明確にする方法を引き続き協議。

<化学>化学物質の優先評価順位の設定と評価、及び化学物質の分類・表示に関するパイロットプロジェクトの進捗状況の評価を実施し、最初の結論を導き出した。化学品の規定

に関する EU の素案について詳細な協議はなかったが、第 12 回交渉で実施することで合意した。

＜農薬＞残留農薬の評価の分野について協議。これには残留情報の評価の調和を含む可能性もある。

③ ルール

EU の狙いは、競争やエネルギー・原材料、持続可能な開発などの分野で、米国との間だけではなく国際的なルールや基準策定を行うことにある。TTIP で野心的な成果を達成できれば、EU と米国は国際的な貿易ルールの策定で引き続き重要な担い手になれるという考え方に基づく。

＜貿易と持続可能な開発＞EU は貿易に関連した労働と環境の規定を盛り込むことを望み、貿易と持続可能な開発に関する章のテキスト案を初めて提示し、これを基に協議を実施。

＜エネルギーと原材料＞これまでの交渉で明確になった全ての課題を対象に協議した。EU はエネルギーと原材料について、独立した章を設ける立場を取っている。また、双方は、再生可能エネルギーと省エネでの貿易・投資に関する課題も協議した。

＜中小企業 (SME) ＞中小企業に対し、総合的な最新情報を提供する必要性で合意。EU はワシントンストップショップの制度を提案。ただし、提供する情報の詳細な内容や提供方法はまだ決まっていない。中小企業委員会を設置する案について建設的な協議が行われた。

＜税関と貿易円滑化＞税関のルールと手続きに関して、以下の詳細な協議を実施した。

- ・米国の輸入製品の通関手続き。
- ・税関の罰金に関する米国のルール。
- ・中間加工のため、関税を支払わない状態で仮輸入し、加工後に再輸出するオペレーションに関する EU のルール。
- ・EU の通過貨物や保税倉庫での留保に適用される手続きに相当する、米国の関税優遇措置に関するプログラム。
- ・修理後の再輸入製品に対する関税免除措置における修理・修正に関する考え方。

＜知的財産権 (IPR) ＞著作権、特許、企業機密、商標、規制準拠のための検査データの保護、植物品種、IPR の行使、原則の共有と協力、地理的表示 (GI) について協議。EU は GI が優先事項であると改めて強調し、米国が交渉に入ることを要請。EU は米国の商標制度では不十分であることを改めて説明した。

＜競争＞双方のテキスト案に基づき「競争」章のテキスト案について協議。特に一般原則、EU と米国の法的枠組みの参照、継続的見直しで大きな進展があった。ただし、公平な手続きや競争法の適用免除への対応については協議が依然として必要となる。

＜国有企業 (SOE) と補助金＞SOE に関する双方のテキスト案を協議。ただし、未解決の課題が多く、一定段階で取り組みが必要となる。補助金については米国案を詳細に検討。

＜政府間紛争解決 (SSDS) ＞紛争を解決する効果的なメカニズムの確立を目指しているが、双方のテキスト案は WTO の紛争処理メカニズムにある程度は基づくため収斂度が高い。双方のテキスト案統合に向けて進展があった。協議では、紛争解決後の遵守の段階にも重点が置かれた。

【コラム③:「持続可能な開発」をめぐる議論・応答】

- ・差出人：フランス外務・国際開発省 マティアス・フェクル貿易・観光振興・在外フランス人担当相
- ・書簡作成日付：2015年11月8日（パリにて）
- ・送付先：欧州委員会 セシリア・マルムストロム委員（通商担当）

・要約（原文言語：フランス語）

「欧州の貿易政策では、特に国連の持続可能な開発目標に貢献し、責任ある貿易の基礎を固め、国家間の公正な競争の条件を整えるため、社会的基準と環境的基準の双方を重視する必要がある。TTIPの第11回交渉がマイアミで閉幕したが、米国との間で、労働と環境保護の基準の両立という問題を協議する良い機会となった。この問題について、欧州委員会がテキスト案を策定したが、その水準の高さを歓迎する。

近年、EUと米国は、社会的・環境的基準の通商協定への導入について異なる方針をとってきた。EUのアプローチが漸進的かつ積極的であるのに対して、米国は労働及び環境の問題を紛争解決メカニズムの枠内に置いている。（中略）

まず、EUが締結する合意が労働者の権利と環境保全に、効果的に貢献できるようにするため、社会及び環境に関する条項に通商協定全体と同等の法的拘束力を付与すべきである。

次に「持続可能な開発」章をEUの合意で定められている国家対国家の紛争処理手続き（SSDS）の適用対象とすべき。TTIP交渉は、この分野での我々の将来的な合意の模範となるだろう。

また、SSDSを通じて、一方が正しいと判断された場合に適用される法的及び財政的な措置の検討も必要となろう。基本的な社会的・環境的基準に対する重大かつ持続的な違反があった場合、その程度に応じて、想定される貿易上の利益を見直す可能性を織り込む必要がある。方法論として、この章の策定・実施について、市民社会に加えて、国際労働機関（ILO）のような国際機関との協議を強化することも検討すべきだ。

さらに将来的には、全ての通商交渉の開始に先立ち、持続可能な開発に関する影響調査を必ず実施、交渉においては調査の結論を十分に考慮することが必要だろう。既に発効した通商協定の影響を把握するために事後に同様の手続きを講ずることも有益だろう。欧州委員会がTTIP交渉に関して、経済開発を専門とする調査機関ECORYS（本部：オランダ・ロッテルダム）に委託した報告書については、その結論を早期に明らかにした上、交渉過程で活用するとともに、EU加盟国や市民社会との議論のために提供することが望ましい。

最近、欧州委員会が提案した新通商戦略にもある通り、貿易は、第三国の市場開放を通じて欧州の成長と雇用を促進するだけでなく、新たな価値を創出し、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に則した、持続可能な開発の目標達成に貢献すべきだろう。

フランス外務・国際開発省 貿易・観光振興・在外フランス人担当相
マティアス・フェクル

(3) 投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）に関する EU の動向

ISDS 条項については、一部加盟国や欧州議会、市民団体などの懸念が強いため、欧州委員会は 2014 年 1 月から ISDS 条項についての交渉を停止している。その後の ISDS 条項をめぐる動きを表 3 にまとめた。

表 3： TTIP の ISDS 条項をめぐる EU の動き（2014 年 3 月～2015 年 11 月）

時期	関係機関	内容
2014 年 3～7 月	欧州委員会	オンラインによるパブリック・コンサルテーション実施。
2015 年 1 月	欧州委員会	パブリック・コンサルテーションの結果を公表。
2015 年 5 月	欧州委員会・欧州議会	欧州委員会が ISDS の改革案について欧州議会との協議を開始。
2015 年 7 月	欧州議会	TTIP 交渉について欧州委員会に対する勧告を採択し、ISDS のシステムに代わる公選の独立仲裁人による透明性のある制度の導入を求めた。
2015 年 9 月	欧州委員会	ISDS に代わる新システムの提案を採択し、閣僚理事会及び欧州議会と協議を開始。
2015 年 11 月	欧州委員会	ISDS に代わる新システムの最終案をまとめ、米国に正式に提示。

欧州委員会は ISDS に代わる新システムの最終案について米国との交渉を開始する予定で、これにより投資保護と投資家対国家の紛争解決の交渉が 2 年ぶりに再開される。欧州委員会が 2015 年 9 月に発表した新システムのテキスト案⁵及び最終案⁶の主要点は以下の通りである。

- 公的な投資裁判所制度は、第一審裁判所と控訴裁判所で構成される。
- 国際司法裁判所や WTO の上訴委員会など常設の国際裁判所のメンバーに求められる資格と同等な高い資格を有する公選仲裁人が判決を担う。
- 控訴裁判所は、WTO の上訴委員会と同様な原則により運営される。
- 投資家が提訴できるかどうかを明確に定義し、性別・人種・宗教・国籍による差別、補償のない収用などの訴訟に限る。
- 政府の規制する権利は、貿易投資協定の規定で明文化され保障される。
- 手続きは透明化されて審問は公開され、オンラインでの意見提示が可能で、紛争で利害をもつ関係者に介入権が与えられる。
- 原告が自らに有利な判決を出す見込みのある裁判所に提訴する、所謂、「フォーラム・ショッピング」はできない。
- 根拠のない申し立ては即時に却下される。
- 国際法と国内法との明確な区別を維持する。

⁵ “Commission proposes new Investment Court System for TTIP and other EU trade and investment negotiations” European Commission, 16 September 2015
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1364>

⁶ “EU finalises proposal for investment protection and Court System for TTIP” European Commission, 12 November 2015
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1396>
 Text of proposal on Investment Protection and Resolution of Investment Disputes and Investment Court System in TTIP http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/november/tradoc_153955.pdf

- 複数の手続き・並行的な手続きは回避される。
- 中小企業については、迅速な手続きが取られ、多国籍企業に比べて優遇される。

【コラム④:「投資保護・投資裁判所制度」をめぐる議論・応答】

- ・差出人：欧州委員会 セシリア・マルムストロム委員（通商担当）
- ・書簡作成日付：2016年1月12日（ブリュッセルにて）
- ・送付先：ドイツ ジグマール・ガブリエル副首相兼経済・エネルギー相

- ・要約（原文言語：ドイツ語）

「投資保護及びその紛争仲裁手続きに関する欧州委員会提案についての書簡（2015年10月13日付）、並びに TTIP に関する交渉の透明性、特に確定した交渉文書へのアクセスについての書簡（2015年11月27日付）について謝辞。

私（マルムストロム委員）は就任以来、確定した TTIP の交渉文書への EU 加盟国のアクセスが簡易になるように全力で取り組んできた。（中略）

貴殿（ガブリエル副首相）が、欧州委員会の提案、特に規制権限（Right to regulate）及び公的に認められた透明性のある投資裁判所制度について賛同の意向、歓迎する。

また、国内法及び国際法に基づく司法判断が並立する事態を回避することが重要とする意見にも同感。そして、その投資裁判所の判断が、国レベルの最上級裁判所の判決を退け、あるいは（既存判決について）修正を加え、その無効性を宣言することはできないという点を明確にすべきとの提案についても留意。この（ドイツの）提案に基づき、投資裁判所が国権に属する最上級裁判所の司法判断を検証するための控訴審として機能させ得るとの誤解が生じないように、TTIP テキスト案の関連条項を修正。この修正案は、2015年11月12日に米国に対して通知した。

他方、中小企業による投資裁判所へのアクセスをさらに簡素化すべきという（ドイツの）提案についても留意。欧州委員会が準備していた TTIP テキスト案は、この目標を視野に入れている。（中略）

そして、現在の TTIP テキスト修正案では、中小企業によるアクセスを更に円滑化する2要素を導入する。具体的には、①（中小企業など裁判当事者の）旅費負担を抑えるため、例えば、ビデオ会議形式で審理を実施できるように規定。また、②ドイツが提出したテキスト案に基づき、EU 及び米国には、自然人または中小企業に対する負担経費の上限を定める料金制度を採用する義務を課す、ということ想定。

公的な認証を得ている学識経験者及び裁判官だけを任命すべきとする（ドイツの）提案についても支持。欧州委員会としては、裁判官は必要な資格を有し、完全に独立し、かつ我々が TTIP テキスト案で定めた高い倫理的要件を満たしているということを特に重視。これらの基準・要件は、該当する人材の任命時に考慮されることになる。当然、ドイツはこのプロセスに参画できるが、評議会による決議も必要。この他、欧州委員会は EU 加盟国に対して、EU 側での適切な候補者の第1次リストを作成するため、適格な人材を推薦するように要請する。

上記の説明、及び投資保護に関する TTIP テキスト修正案を通じて、貴殿の懸念を解消できたものと確信。また、この機会を利用して、以下の点に関する欧州委員会の認識を共有したい。投資に関連する全ての紛争に対する管轄を担うことが期待される「多国間投資裁判所」の設立作業を開始することを検討中。これが実現すれば、TTIP の枠内で行ったシステム改善のための作業が、今後 EU が結ぶ全ての協定に拡大されることになるだろう（その場合、多国間裁判所は従来の二国間裁判所に置き換わる）。

さらに、その（多国間）裁判所は既存の通商協定においても利用することになるだろう。ドイツ政府が TTIP 論議の文脈においてシステム近代化を念頭に示してきた姿勢を考えれば、本件についても貴殿の支援を期待できるものと確信。

この重要案件に対する貴殿の関心と建設的提案に改めて感謝。次週の会見を期して。」

欧州委員（通商担当）

セシリア・マルムストロム

2. TTIP 交渉に対する産業界の見解・意見

TTIP 交渉の 3 本柱である「市場アクセス」「規制協力」「ルール」について、米国と EU の主な産業分野の産業団体・企業の見解・意見をまとめた。

(1) 市場アクセスに関する議論

市場アクセスの交渉分野は、農産品を含む商品貿易と関税、サービス（金融・保険、通信、郵便、運輸、メディア、コンサルティング、医療、教育など）、公共調達、原産地規則からなる。主要産業分野別に産業団体・企業の市場アクセスに関する見解・意見を示す。

① 自動車

米国自動車政策会議 (AAPC)⁷、米国自動車工業会 (Alliance)⁸、欧州自動車工業会 (ACEA)⁹は、第 1 回交渉の開始前から TTIP の交渉に共同で積極的な支持を表明してきた。交渉に対する見解は通常、AAPC と ACEA、あるいは 3 団体が共同で発表している。

3 団体は、TTIP の成果として関税撤廃と自動車関連の規制の相違を中心とする非関税障壁 (NTB) の撤廃を挙げている。特に重視しているのは、米国と EU の規制の収斂による NTB の撤廃で、野心的な自動車規制の収斂を強く支持すると表明している¹⁰（「(2) 規制協力に関する議論」を参照）。AAPC と ACEA は、欧州委員会が 2013 年 3 月に公表した「将来の EU・米国の貿易に関する影響評価報告書」¹¹を基に、関税撤廃と既存の NTB の 25%が取り除かれることで、自動車と自動車部品の輸出は 2017～2027 年の間に EU から米国が 2.49 倍、米国から EU が 4.47 倍、各々拡大するとの試算を示している¹²。

② 化学品

米欧の化学産業界は規制協力の強化を重視しているが、市場アクセスでは関税の即時撤廃を求めている。

⁷ American Automotive Policy Council: [ゼネラルモーターズ](http://americanautocouncil.org/)、フォード、FCA (フィアット・クライスラー・オートモービル) の米自動車大手 3 社で構成。 <http://americanautocouncil.org/>

⁸ Alliance of Automobile Manufactures: 米自動車大手 3 社に BMW、ジャガー・ランドローバー、マツダ、米国メルセデス・ベンツ、三菱自動車工業、北米ポルシェ、トヨタ、米国フォルクスワーゲン、ボルボ・カーの在米 9 社を加えた 12 社からなる。 <http://www.autoalliance.org/>

⁹ European Automobile Manufacturers' Association: 欧州の自動車・トラック大手と在欧の米日韓自動車大手を合わせた 15 社からなる。 <http://www.acea.be/>

¹⁰ "AAPC To Attend Upcoming TTIP Round in Brussels – U.S. Auto Association Supporting Ambitious Automotive Regulatory Convergence Outcome" July 9, 2015 <http://americanautocouncil.org/content/aapc-attend-upcoming-ttip-round-brussels>

¹¹ European Commission, "Commission staff working document – Impact Assessment Report on the future of EU-US trade relations" 12.3.2013 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc_150759.pdf

¹² AAPC "AAPC-ACEA Joint Submission in Response to USTR's Request for Comments Concerning Proposed Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP) Agreement" May 10, 2013 http://americanautocouncil.org/sites/default/files/AAPC-ACEA_TTIP_SUBMISSION_USTR_May_10_FINAL_SUBMITTED.pdf

a) 米国化学工業協会（ACC）

米国化学工業協会（ACC: American Chemistry Council）は TTIP の交渉について、関税撤廃及び規制協力の強化を中心に高いレベルでの達成を目指すよう、求めている。これは ACC の会員企業である米化学大手ダウ・ケミカルの見解も同じである¹³。ACC は 2013 年 5 月に、米国通商代表部（USTR）に対して TTIP に対する詳細な意見¹⁴を提示している。優先課題の中心は規制協力関連だが、市場アクセスについては以下を示した。

- 米国と EU の化学品の関税は平均で約 3%と低いが、これを撤廃することで年に約 15 億ドルを削減できる。このため、TTIP の発効後、直ちに関税を撤廃することを求める。
- 強力かつ効果的な原産地規則が市場の自由化の達成に欠かせない。ACC は、化学品の貿易で「米国・韓国自由貿易協定（FTA）」により採択された原産地規則を支持し、これを TTIP にも適用することを希望する。

ACC はウェブサイトで、関税撤廃によるコスト低減効果は米欧の化学企業にとって年間で 20 億ドルになり、その中、社内取引だけで 6 億ドルを超えると試算。規制協力の強化で見込まれるコスト削減効果はこれより大きく、双方の化学メーカーにとって 150 億ドルに上ると見込んでいる¹⁵。

b) 欧州化学工業連盟（Cefic）

欧州化学工業連盟の見解も関税撤廃と規制協力の強化の点で、ACC と同じである。関税については、EU の化学品の 20%は米国向けであるとして、双方の化学品に対する関税はすでに低率であるものの、TTIP では例外を設けずに全ての関税を撤廃することを求めている¹⁶。これにより大企業だけでなく、中小企業にも利益があると強調している。

③ エンジニアリング・機械

エンジニアリングのセクターは機械など広範囲にわたるが、各産業団体は主に規制や規格の収斂を求めている。市場アクセスの分野では、関税撤廃に加えて産業によっては公共調達の問題に言及している。

a) 米国電機工業会（NEMA）の見解

米国電機工業会（NEMA: National Electrical Manufacturers Association）は、米国通商代表部に対して、2013 年 5 月から最近では 2015 年 10 月まで、TTIP を含めた貿易交渉や貿易政策につい

¹³ Dow Chemical Company ウェブサイト <http://www.dow.com/en-us/about-dow/public-policy/europe/trade>
<http://www.dow.com/en-us/about-dow/public-policy/global/trade>

¹⁴ ACC, Docket: USTR-2013-0019 Trans-Atlantic and Investment Partnership (TTIP) May 10, 2013
<https://www.americanchemistry.com/Policy/Chemical-Safety/Endocrine-Disruption/ACC-Comments-on-Trans-Atlantic-Trade-and-Investment-Partnership.pdf>

¹⁵ ACC ウェブサイト <https://www.americanchemistry.com/Policy/Trade>

¹⁶ “Hubert Mandery remarks at AmCham-Cefic event on TTIP, May 12, 2015”
<http://www.cefic.org/newsroom/Speeches/Speech-Hubert-Mandery-remarks-at-AmCham-Cefic-event-on-TTIPstry-forecast/>

て意見を表明している。この中で TTIP について強調しているのは規格や適合性審査などの障壁への対応と規制の互換性の強化だが、市場アクセスについては以下の点を挙げている¹⁷。

- 米国と EU の関税を即時に撤廃する。双方で調和したタリフラインを策定・採択することにより、同一方法で関税を撤廃するだけでなく、双方の貿易の流れについて細分化したレベルで認識を共有できる。
- 適合性審査サービス提供事業者の相互の自由なアクセスに加えて、エネルギー・環境、技術・エンジニアリング、保守・修理などサービス分野についても、米国と EU が各々市場を開放する。
- 相互に市場アクセスを向上する努力の一環として、市場監視における協力を強化する。

欧州機械・電気・電子・金属加工産業連盟（ORGALIME）と NEMA は 2014 年 10 月に TTIP の交渉について共同で声明¹⁸を出しているが、ここでも米国と EU の規制収斂、税関手続きの簡素化と並んで、関税の撤廃を挙げている。

b) 米欧の建設・農業機械 3 団体の見解

欧州建設機械工業連合会（CECE: Committee for European Construction Equipment）、欧州農業機械工業会（CEMA: European Agricultural Machinery）、米国機器製造業協会（AEM: Association of Equipment Manufactures）は 2014 年 6 月に、EU と米国の TTIP 交渉担当者宛てに共同で書簡¹⁹を出し、交渉を支持するとともに優先課題を挙げた。市場アクセス関連は以下の通りである。

- 残された関税は、エンジンや部品の関税も含めて、できるだけ早期に撤廃する。
- 公共調達については、平等な取り扱いの基準や相互アクセスを提供する。
- 再加工品の第三国市場へのアクセスの問題に、米国と EU が共同で取り組む。

CECE は 2014 年 4 月に単独で TTIP について見解²⁰を公表しているが、この中でも関税と公共調達について、欧州企業の立場から以下のように述べている。

- エンジンや部品に対する関税は 2%程度と低いものの、適用される数量が大きい。関税撤廃は、移行期間を設けないことが望ましい。早急に撤廃するか、予め計画した短期間の段階的な撤廃とする。
- 欧州企業は米国の現行規制の下では、現地調達の規制や認証の問題から公共調達基準を

¹⁷ NEMA Comments on US-EU Priorities, Docket USTR – 2013 -0019, May 9, 2013 <http://www.nema.org/Policy/Trade/Documents/NEMA%20Comments%20on%20TTIP%20Priorities%20May%209%202013.pdf>

¹⁸ “TTIP: joint statement by EU and US industry associations Orgalime and NEMA” 23 October 2014 http://www.orgalime.org/sites/default/files/TTIP_Joint_position_Orgalime-NEMA_Oct14.pdf

¹⁹ “Construction and Agricultural Machinery Equipment Manufactures Support a Successful TTIP” 26 June 2014 <http://cema-agri.org/sites/default/files/Joint%20AEM%20CECE%20CEMA%20TTIP%20Letter%20.pdf>

²⁰ “Position Paper on the Transatlantic Trade and Strategic Partnership – The Construction Equipment Industry on TTIP” 14 April 2014 <https://ttip.vdma.org/documents/4945442/0/CECE+Position+Paper+TTIP+negotiations+2014+04+14.pdf/472b7c4f-14ae-47b5-a859-1477be418d8f>

満たして落札するのが難しい。連邦・州・地域レベルの現地調達の要件を伴う入札において、平等な取り扱いを受けられるよう米国と協議すべきである。

④ 情報通信技術 (ICT)

米国・情報技術工業協議会 (ITIC: Information Technology Industry Council) や米国・コンピューター通信産業協会 (CCIA: Computer & Communications Industry Association) の他、インテル (米国)、ヒューレット・パッカード (米国 ; HP) が TTIP の交渉について見解・意見を表明している。各団体・企業の求める優先課題は、規制や規格など規制協力の分野が中心だが、HP は 2015 年 11 月に発表した市場アクセスに関する見解²¹の中で、TTIP で取り組む課題として関税の撤廃、国境を越えたデータ移転、現地のデータストレージの要件、サービス、公共調達と国有企業、電子商取引、規制と規格の互換性、知的財産権に関する協力強化を挙げ、規制協力分野にとどまらず市場アクセス、ルールの分野にも言及している。

CCIA が 2015 年 2 月に発表した「TTIP が欧州のデジタル取引を促進するための勧告」²²では、市場アクセスに関連して、以下の点を挙げている。

- 現地でのデータやネットワークの施設の設置及び投資の強制を回避する
現地市場へのアクセスの条件として現地にデータストレージや施設、現地への投資を課すべきではなく、これを公共調達契約にも適用することを求める。調達の決定は技術的に中立であるべきで、過度の技術的要求を課すべきではない。
- 通信ネットワークへのアクセスの差別的措置を阻止する
一部の国では、卸売りで支配的な事業者に通信や IT サービスの価格を釣り上げる地位を与えており、貿易協定ではこれを違法で非競争的な慣行と明示すべきである。規制当局の独立性を徹底し、出資比率の制限撤廃で市場アクセス機会を確保するよう求める。
- 中小企業のため付加価値税と関税の制度を簡素化する
現地の付加価値税や関税の制度への対応は中小企業にとって法外な経費負担となる。貿易協定では関税手続きを簡素化・効率化し、関税を電子商取引の機会を支える水準に抑えるよう求める。小包配達の規制も国境を越えた取引に適したものにすべきである。

⑤ 医薬品

米欧の医薬品産業の団体・企業が TTIP 交渉で求める優先課題は共通しており、見解も共同で表明している。主要点は規制の調和、知的財産権 (IPR) の保護・行使の強化、市場アクセスの 3 点である。これは米国医薬品大手イーライリリー・アンド・カンパニーの欧州子会社がまとめた解説²³やメルク (ドイツ) のグループ会社のトップが 2015 年 10 月に欧州委員会に宛てた

²¹ Hewlett Packard – Policy Position: Market Access, November 2015

<http://www8.hp.com/h20195/v2/GetPDF.aspx/c04893672.pdf>

²² “Recommendations to Boost Europe’s Digital Trade” February 2, 2015

http://cdn.cciagnet.org/wp-content/uploads/2015/01/CCIA_RecmBoost_EDT.pdf

<http://www.cciagnet.org/2015/02/ccia-releases-digital-trade-recommendations-on-a-fresh-start-as-ttip-talks-begin/>

²³ “The EU-US Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP): Promoting innovation, jobs and growth – Speeding up patients’ access to medicines”

書簡²⁴、米国研究製薬工業協会（PhRMA: Pharmaceutical Research and Manufacturers of America）と欧州製薬団体連合会（EFPIA: European Federation of Pharmaceutical Industries and Associations）が共同でまとめた TTIP の機会に関する解説²⁵及び EFPIA が 2015 年 2 月と 6 月に出した見解²⁶にまとめられている。

このうち、市場アクセスでは、予測可能で透明性のある市場アクセスとして政府の医薬品に対する価格設定・償還プロセスに関する政策を挙げている。画期的な医薬品の開発促進と利用のため、この分野の政策が公正で予測可能になるように手続きの透明性の原則を促進するとともに、医薬品の価値を適切に認識し、報いることが重要であると指摘。EU 及び米国が韓国と結んだ自由貿易協定に盛り込んだ価格設定と償還に対する合意原則と同様な付属書を TTIP に盛り込むことを求めている。

PhRMA は独自に TTIP の交渉に対して意見²⁷を表明しているが、ここでも TTIP で促進すべき課題として、規制の互換性、知的財産権（IPR）保護の強化と国際的な IPR 基準の見直し、予測可能で透明性のある政府の価格設定・償還プロセスに関する政策による画期的なバイオ医薬品の普及を求め、これが特に中小企業に大きな影響を与えると指摘している。

⑥ 繊維・衣料

米国アパレル・履物協会（AAFA: American Apparel & Footwear Association）と米国ファッション産業協会（USFIA: United States Fashion Industry Association）が欧州ブランド衣料連合（EBCA: European Branded Clothing Alliance）と 2014 年 9 月に発表した共同見解²⁸は、交渉での主要な優先課題を示している。内容は市場アクセス、規制協力、ルールの 3 分野にわたるが、市場アクセスでは関税撤廃と原産地規則を重要課題としている。

- 全面的で即時の相互の関税撤廃
繊維、皮革製品、衣料製品は米国と EU の双方で依然として保護されている。TTIP では最良のシナリオの場合、段階的な期間を設けずに即時に全面的かつ相互的に関税を撤廃する。これにより繊維産業に影響を与えるコストと障壁を減らせる。
- 柔軟な原産地規則

<http://www.lilly-europe.eu/global/img/PDF/Branch-of-TTIP-position-paper.pdf>

²⁴ EMD Serono/Merck, October 20, 2015

http://ec.europa.eu/carol/index.cfm?fuseaction=download&documentId=090166e5a2f892de&title=EU_Trade.pdf

²⁵ “The EU-U.S. Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP): Towards better health outcomes for patients and economic growth”

<http://www.phrma.org/sites/default/files/pdf/EFPIA-TTIP-Brochure.pdf>

²⁶ “EU-U.S. Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP): Towards better health outcomes for patients and economic growth”

http://www.efpia.eu/uploads/Modules/Documents/efpia-eu-us-ttip-briefing_february-2015.pdf

“TTIP and Healthcare”

<http://www.efpia.eu/uploads/Modules/Documents/efpia-position---ttip-and-healthcare.new.pdf>

²⁷ “TTIP Negotiations Toward Better Health Outcomes” July 15, 2014

<http://www.phrma.org/catalyst/ttip-negotiations-toward-better-health-outcomes>

“The Biopharmaceutical Industry In a TTIP Economy” May 22, 2014

<http://www.phrma.org/catalyst/the-biopharmaceutical-industry-in-a-ttip-economy>

²⁸ “Joint position paper on the Transatlantic Trade and Investment Partnership” September 30, 2014

https://www.wewear.org/assets/1/7/TTIP_joint_position_paper_AAFA_EBCA_USFIA.pdf

制限的な原産地規則では、関税撤廃の恩恵を受けられない。このため、原産地規則を簡素で柔軟にし、世界に事業拠点を展開する企業の貿易と投資を促すようにする。

市場アクセスの課題については、第9回交渉時にUSFIAが欧州の外国貿易協会(FTA: Foreign Trade Association)と2015年4月に共同で出した声明²⁹にも規制協力と併せて言及している。一方、原産地規則については、欧州繊維産業連盟(EURATEX: European Apparel and Textile Confederation)が2015年6月にこれに絞った見解³⁰を発表した。その内容は以下の通りである。

- 原産地規則はEUの繊維・衣料産業には重要課題であり、簡素化が必須条件である。
- 米国が20カ国・地域と締結した自由貿易協定では、繊維・衣料に適用される原産地規則は「ヤーンフォワード(yarn forward)」³¹である。しかし、欧州の繊維・衣料産業は、欧州の「リストルール(List rules)」³²の柔軟性の強化を進めてきた。これが市場の現実や欧州の産業の展開に合致する。また、2工程規則³³が引き続き基本となる。
- このためTTIPの原産地規則では、2工程の原則に基づくリストルールの維持を求める。

⑦ 金融

金融は市場アクセスのサービス分野で対象となっているが、米欧の金融産業は規制協力で具体的な交渉の進展を求めている(「(2) 規制協力に関する議論」を参照)。

⑧ 石油・ガス

米国石油協会(API: American Petroleum Institute)は国際石油・ガス生産者協会(IOGP: International Oil and Gas Producers Association)と共同で、TTIPに関する見解³⁴を2014年7月と2015年に公表している。石油・ガスは、TTIPではルールの分野のエネルギー・原材料(ERMs)に関わるが、ここではAPIとIOGPの見解のうち市場アクセスに関する項目を挙げる。

- エネルギー製品の輸出制限及び輸入制限に反対する。石油・ガスは、TTIPでデュアルコース(民生用と軍用)貿易の規定における製品・サービスと同じ扱いをすべきである。
- 原油、精製製品、石油・天然ガスの探査・生産・販売を支える設備やその他製品の関税の引き下げ・撤廃を求める。
- エネルギー製品に対する国内の卸売規制価格を禁じ、価格の自由化を支持する。公共サ

²⁹ “USFIA & FTA Say TTIP a Win-Win Deal” April 21, 2015

<http://www.usfashionindustry.com/press/press-releases/1/2132-usfia-fta-say-ttip-a-win-win-deal?highlight=WyJ0dGlwll0=>

³⁰ “EURATEX Position Paper on Textile & Clothing Rules of Origin in TTIP” June 2015

http://euratex.eu/fileadmin/user_upload/images/position_papers/position_papers_2015/Euratex_position_RoO_TTIP_June15_.pdf

³¹ 原産地規則が適用されるのは、協定締結国内で紡績、織布、染色を含む全生産工程が行われるという原則。

³² 協定締結国内で原産地を取得するのに必要な最低限の作業・加工内容を規定するルール。

³³ Double transformation rule: 原産地を取得するため、糸から布、布から衣料のように2工程を求める規則。

³⁴ “Oil & Natural Gas Industry Position on TTIP”, 3 July 2014

<http://www.api.org/~media/Files/Policy/Trade/API-OGP-Position-Paper-on-TTIP-2014.pdf?la=en>

“Oil & Natural Gas Industry Position on Potential Energy Issues in TTIP” January 2015

<http://www.api.org/~media/Files/Policy/Trade/API-IOGP-Position-Paper-on-TTIP-Energy-Issues-2015.pdf?la=en>

ービスの義務に対する国内価格政策は、範囲と期間を制限し、明確な定義を設けて非差別の要件を義務付ける。

- 石油・天然ガス製品の二重価格を撤廃し、全ての製品の二重価格を禁じる。

⑨ 農産品・食品

農産品・食品については米国と欧州の産業団体の間で見解・意見が異なり、他の産業のような共同での動きは見られない。米国の主張には、食品安全性と衛生植物検疫措置（SPS）をめぐるEUの「予防原則」への反対、遺伝子組み換え（GMO）作物などバイオ作物の承認手続きの遅延に対する不満、EUが推進する地理的表示（GI）への反対がある。これに対してEUの生産者は、主として米国の国内手続きの煩雑さや各州で異なる規制の是正を求めている。

a) 米国の産業団体

米国の産業団体の見解から市場アクセスに関連する内容を示す。SPSやバイオ作物については「(2) 規制協力に関する議論」で、GIは「(3)ルールに関する議論」で取り上げる。

米国最大の農業団体アメリカン・ファーム・ビューロー・フェデレーション（AFBF: American Farm Bureau Federation）は、2015年10月に公表したTTIPに関する見解³⁵の中で、貿易交渉に対する方針として以下の6点を挙げている。

- 全ての農産品と政策を交渉に含める
- 非関税貿易障壁を取り除く
- バイオ技術を利用した製品の市場アクセスを確保する
- センシティブ品目の輸入に関する問題に取り組む
- 予防原則に反対する
- GI導入に反対する

このうち、関税については、農産品に対する米国の関税は平均5%で、タリフラインの75%が関税0~5%であるのに対して、EUの関税は平均14%で、関税0~5%のタリフラインは42%しかないと指摘。その上で、交渉の課題は関税引き下げと関税割当制度（TRQ）の適用、センシティブ品目に対する保護になると述べている。

b) 欧州の産業団体

欧州の食品・飲料産業団体のフード・ドリンク・ヨーロッパ（FoodDrinkEurope）は2014年12月に出した見解³⁶の中で、欧州の食品製造事業者のうち99.1%は中小企業であるとして、TTIPにより中小企業に優しい貿易の枠組みを創設するよう求めた。交渉の主な目的として、規制の

³⁵ “U.S.-EU Transatlantic Trade and Investment Partnership Agreement” October 2015
<http://www.fb.org/issues/docs/trade-ttip15.pdf>

³⁶ “FoodDrinkEurope position on the EU-U.S. Transatlantic Trade and Investment Partnership” 19 December 2014
http://www.fooddrinkeurope.eu/uploads/statements_documents/STATEMENT_FoodDrinkEurope_position_on_TTIP.pdf

問題の解決による機会の拡大、SPS やその他技術的障害を含めた非関税障壁の撤廃と軽減（ただし、欧州の環境・安全性基準は交渉の対象としない）、規制協力、市場アクセスの4点を挙げている。このうち、市場アクセスについては、欧州の食品・飲料の中小企業にとってのセンシティブ品目に配慮しながら、できる限り、関税を自由化することに支持を表明している。

(2) 規制協力に関する論議

規制協力の交渉分野は、横断的分野として規制の調和、貿易の技術的障壁（TBT）、食品安全性と衛生植物検疫措置（SPS）があり、この他に特定9産業分野として、化学、化粧品、エンジニアリング、医療機器、農薬、情報通信技術（ICT）、医薬品、繊維、自動車を対象としている。主要産業分野別に産業団体・企業の規制協力に関する見解・意見を示す。

① 自動車

米欧の自動車産業団体である3団体（米自動車政策会議・AAPC、米国自動車工業会、欧州自動車工業会・ACEA）はTTIPの交渉を積極的に支持し、TTIPの成果としてEUと米国の自動車関連規制が収斂することに期待を表明している。関税撤廃と規制の収斂による非関税障壁（NTB）の撤廃により、貿易量の拡大とともに輸出向け自動車の生産に必要な設計・開発などのコストが引き下げられ、雇用創出を促し、競争力が向上するという利点を挙げる³⁷。自動車団体は、包括的な協定で合意するよう求める声明を第1回交渉時から何度も発表しているが、この中で交渉の優先課題を以下のように挙げている³⁸。

- 最優先課題は、既存の自動車安全規格に関して「規制の収斂」を達成することである。米国とEUの安全性規格には同等性があると認められる可能性がある。
- 今後の新たな規格で双方の相違を回避するため、TTIPの交渉により米国とEUの規制当局の緊密な協力を徹底させる。
- 共通の目標は、車と部品が不要な負担やコストを伴わずに輸出入できることである。

上記は第1回交渉時に各団体が発表した意見³⁹に沿ったもので、主要点は以下の通りである。

- 自動車規制の収斂
既存の自動車規制と今後に必要な規制の相互承認、将来的に共通規制の策定と採択を促

³⁷ ACEA, “TTIP, the common position of the transatlantic automobile industry” 2/2/2015
<http://www.acea.be/press-releases/article/ttip-the-common-position-of-the-transatlantic-automobile-industry>

³⁸ AAPC, “EU and US auto industry call for a comprehensive agreement under TTIP” March 11, 2014
<http://americanautocouncil.org/content/eu-and-us-auto-industry-call-comprehensive-agreement-under-ttip>

³⁹ AAPC, “The U.S. –E.U. Free Trade Agreement: Tipping Over the Regulatory Barriers” July 24, 2013
<http://americanautocouncil.org/sites/default/files/AAPC%20TTIP%20Testimony%20Committee%20on%20Energy%20%26%20Commerce%20July%2024%20Hearing%20%28v2%29.pdf>

AAPC, “AAPC-ACEA Joint Statement in Response to USTR’s Request for Comments Concerning Proposed Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP) Agreement” May 10, 2013
http://americanautocouncil.org/sites/default/files/AAPC-ACEA_TTIP_SUBMISSION_USTR_May_10_FINAL_SUBMITTED.pdf

進する規制調和プロセスを確立させることを提案する。規制の収斂の原則は以下の通り。

- 政府の高いレベル及び関連規制当局での強力かつ持続的な政治的支援。
 - 既存の規制の収斂の結果として、米国またはEUの規制で要求事項を増やさない。
 - 既存の米国及びEUの規制に新たな第3の規制または認定要件を加えない。
 - 相互承認により、自動車メーカーがどちらかで承認された規格で製造された車両をどちらの市場でも販売できるようにする。
- 既存の規制の相互承認

規制機関が実施した分析により、米国とEUの規制に安全性や環境で不十分な点が示されない限り、既存の規制を受け入れる。自動車産業の緊密な協力により、相互承認のプロセスを早急に開始する。

- 将来の共通した新規制の策定

新たな規制が必要な場合には、米国とEUの自動車規制の策定と実施の時間軸の違いを考慮して、共通の新規制の策定と採択を促進する共同の自動車規制調和プロセスが必要となる。このプロセスには、共通の任意規格の策定を促進するメカニズムも含まれる。米国とEUの調和した規格策定プロセスで重要点は以下の通り。

- 規制の複雑性を減らすことでコストを低減して米国とEUの自動車産業を強化し、柔軟性と高い予測可能性を維持しながら行政的負担を減らすことを目指す。
- 政府の高いレベルでの強力かつ持続的な政治的支援を確保する。
- 調和した取り組みを策定するため、自動車産業が共同作業に関与する。
- 調和した取り組みの策定を完了するためのスケジュールを準備する。

自動車産業3団体はTTIPの交渉を支援するため、米国とEUの自動車規制の枠組みの互換性に関する実証研究について米ミシガン大学交通研究所（UMTRI）とスウェーデンのチャルマーズ工科大学（Chalmers University of Technology）の交通研究センター（SAFER）が共同研究を実施して2015年8月に報告書⁴⁰を公表し、米国とEUの規格の同等性と相違点を明らかにした。

② 化学品

a) 米国化学工業協会（ACC）

ACCは米国通商代表部に2013年5月に提示した意見¹⁴の中で、規制協力の強化がヒトの健康と環境への高い保護水準を維持しながらも政府と産業界の両方にとってコストを大幅に減らすと指摘。横断的分野の課題として、「規制が相違する現行分野及び相違を縮小するための選択肢の評価」「将来的な規制の相違の可能性に対処するメカニズムの策定」「同様な目的を達成するために双方の規制の取り組みが相違するかどうかの判断」「規制当局間の協議など規制の透明性の強化促進」を挙げた。また、規制協力の交渉に含める基本的課題として、以下を挙げた。

⁴⁰ “Alliance statement on TTIP-related ongoing auto safety research efforts” September 25, 2015
<http://www.autoalliance.org/index.cfm?objectid=D7F6CF00-63A8-11E5-B2E8000C296BA163>
“Comparing Motor-Vehicle Crash Risk of EU and US Vehicles”
<http://deepblue.lib.umich.edu/bitstream/handle/2027.42/112977/103199.pdf?sequence=1&isAllowed=y>

- 規制の決定の根拠となるデータと情報。
- 優先評価物質を明確にする場合のプロセス。
- リスクや危害の特性を明示するための取り組み。
- 規制策定プロセスの透明性。
- 商業的利害・独占的所有権を保護するルール。

規制協力を強化するための具体的な提案として、以下の項目を示している。

- 科学的な協力

科学的な協力と科学的評価の調整強化を促進するメカニズムにより、規制の見直しや新たな規制の策定で障壁を生む可能性が最小限に抑えられる。科学的な協力には以下を含める。

- 規制の判断を裏付ける科学的データの信頼性や質に対する基準の策定。
- 新たな科学的課題に関係者の意見を取り入れるための機会の提供。
- 規制の判断に関する新たな科学的展開の影響を検討すること。

なお、科学的な協力により規制の相違を最小限に抑えることができる分野の例として、内分泌かく乱化学物質とナノテクノロジーを挙げている。

- 共同作業における透明性

規制当局同士の共同作業における透明性の強化のため、以下を盛り込むよう提案している。

- 規制当局の協力に向けた議題の提案に、関係者が意見を提供できる機会。
- 特定の問題に取り組む必要性を関係者が提案できる機会。
- 共同作業に関係者が参加できる機会。

- データと情報の共有

データと情報の共有を高めることで不要な重複を減らすなど、双方の政府と産業界にとって効率性が大きく向上する。このため、TTIP では、化学品に関する双方のデータと情報の共有を促進するメカニズムの可能性を検討する。

- 見直しと評価を優先する化学物質

明確で具体的かつ透明性のある優先評価の共通原則を確立し、適用するための合意を盛り込む。優先評価化学物質の比較リストにより、合意したプロセスを策定するよう求める。

- 化学物質評価の調和

規制協力の重要な目的は、規制の判断のために共通した科学的基準を策定することにある。最終的なリスク管理は米国・EU 各々の判断に委ねられるが、評価に対する共通理解により不要な検査の重複を回避し、大幅なコスト削減をもたらす。

- 分類と表示

ACC は、米国・EU 間の化学物質の分類における現行の相違を見直すことを支持する。規制の取り組みが異なるため一部の分野で異なる分類が必要となるが、こうした二重に分類する必要性を減らして取り除くことで、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」の実施を支えるとともに、貿易を促進する。具体的には、米国での EU ラベル（英語）の利用促進と EU での米国ラベル（ただし、非英語圏では現地の言語が必要）の利用促進などがある。

b) 欧州化学工業連盟（Cefic）

Cefic は 2015 年 9 月に TTIP の規制協力について改めて見解を示している⁴¹。その中で Cefic は、EU の化学品の高い安全性基準を維持するとともに、EU と米国の双方で経済活動と雇用の強化を支援し、基準を向上させ、規制のプロセスを簡素化し、規制遵守に伴うコストを軽減するよう EU の政策担当者に求めた。特に優先課題として、以下の点を挙げている。

- EU と米国の化学品の分類と表示の整合性の促進。
- 優先する化学物質の評価と評価方法における協力。
- EU と米国の規制当局間の情報共有、知的財産権と企業機密（CBI）の保護。

③ 医療機器

米欧の産業団体の見解は規制の調和に絞られているが、欧米の各団体が共同で見解を表明するなど主張に大きな相違はない。

a) 米欧 5 団体の共同見解

第 1 回交渉前の 2013 年 4 月に、米国先進医療技術工業会（AdvaMed: Advanced Medical Technology Association）と米国電機工業会（NEMA）傘下の医用画像工学関連機器事業部会（MITA: Medical Imaging and Technology Alliance）、欧州放射線・医療電子機器産業連合会（COCIR: European Coordination Committee of the Radiological, Electromedical and Healthcare IT Industry）、欧州分析機器製造業協会連合会（EDMA: European Diagnostic Manufacturers Association）、欧州医療機器協会連合会（Eucomed）⁴²の 5 団体は共同で見解を発表した⁴³。

機器の市場投入では、EU では製造事業者が安全性の要件に沿って自己適合宣言により CE マークを付ける機器が多く、それ以外の機器は認証機関の検査と認証が必要となる。これに対して、米国では米国食品医薬品局（FDA）の承認が必要となる。また、検査手続きが異なることに起因し、監査の相互認証ができずに検査手続きが煩雑化するという問題がある。このため以下の点を優先課題として求めた。

- 品質管理システムとして ISO13485 を認証する。
- 品質管理システムの適合性を示すため、双方の規制当局または第三者認証機関が実施する単一監査プログラムを相互に活用する：国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）のガイダンスがまとまれば、米国と EU は単一で多目的の品質管理システムの監査プログラムを適用する。

⁴¹ “Regulatory co-operation and chemicals in TTIP” 8 September 2015
<http://www.cefic.org/Documents/PositionPapers/Regulatory-co-operation-and-chemicals-in-TTIP-Cefic-position-September2015.pdf>

⁴² European Medical Technology Industry Association (EDMA とともに MedTech Europe を形成

⁴³ “Joint EU-US Industry Contribution to EU and US call for input on opportunities to promote greater regulatory compatibility in the medical technology sector” 10 April 2013
http://www.cocir.org/uploads/media/FINAL_Joint_EU_and_US_Industry_Contribution_for_TTIP_meeting_10_April_2013.pdf

Joint EU and US Industry Presentation “High Level Regulatory Cooperation Forum Stakeholder Session – US/EU Medical Technology Industry Input on the TTIP” April 10, 2013
<http://www.medicalimaging.org/2013/04/11/joint-eu-and-us-industry-presentation/>

- 医療技術の販売申請では、電子申請による単一の調和した基準やフォーマット、構造とし、同時に申請できるようにする。
- 国際的な医療機器個体識別（UDI）システムに基づき、EUは米国のデータベースと互換性のあるデータベースを早急に開発する。EUと米国でリスクに基づく取り組みにする。

5団体は2016年2月にも共同で声明⁴⁴を出し、交渉には進展があるとしながらも、改めて2013年に示した優先項目の達成を求めている。

b) AdvaMedの見解と勧告

AdvaMedは2015年1月に、米国上院・財務委員会の貿易政策に関するヒアリングで意見⁴⁵を出している。ここではTTIPについてEUの問題点にも触れて以下のような意見や勧告を行った。

- 米国とEUの規制機関の間の協力を支持する。相互承認協定（MRA）のように製品承認システムの包括的な収斂を目指すより、特定分野の収斂に重点を置くよう勧告する。
- EUの規制策定プロセスの透明性を向上させる必要がある。規制に変更の可能性がある場合でも関係者に対して規制案を提示すべきである。
- 米国とEUのどちらかが追加で収斂が必要と考える規制措置について情報を交換するため、TTIPにFDAと欧州委員会の域内市場・産業・宇宙・起業・中小企業総局（DG GROW）の定期的な対話を盛り込み、これに米国通商代表部と米国・商務省も関与することを勧告する。
- 規制協力の他に関税の撤廃、税関手続きの向上、医療技術に対するEU単一市場の強化、米国企業に対する支払い遅延の削減、EU加盟各国の医療機器償還システムの透明性や手続き上の公平性に関する規定を盛り込む課題に取り組むことを強く求める。

④ エンジニアリング・機械

エンジニアリングや機械の産業団体は規格や規制の問題を中心に見解や要請を表明しているが、米欧の産業団体の見解には幾つかの相違点もある。

a) 米国電機工業会（NEMA）の見解

NEMAは第1回交渉前の2013年5月に米国通商代表部に提出した意見¹⁷の中で、規制の関連について以下のようにEU側の問題点を指摘して意見を示した。

- 規格：EUはWTO協定の一部である「TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）」が定める原則を完全には適用していない。EUはこの協定を正式に認めて適用すべきである。欧州に本部を置く標準化団体の欧州標準化委員会（CEN）と欧州電気標準化委員会

⁴⁴ “EU and US Medical Technology Industry Welcomes Progress and Renews Call for Regulatory Cooperation in T-TIP” February 12, 2016
<http://advamed.org/news/202/eu-and-us-medical-technology-industry-welcomes-progress-and-renews-call-for-regulatory-cooperation-in-t-tip>

⁴⁵ “Senate finance committee hearing-U.S. Trade Policy Agenda 2015, January 27, 2015 – Statement for the record submitted by AdvaMed” <http://advamed.org/res.download/891>

- (CENELEC)は透明性と開示性に欠け、米国の利害関係者の全面的参加を拒否している。
- 適合性審査：米国がEUの認証機関による第三者試験・認証を認めているのに対して、EUの規制当局は米国の認証機関による製品認証の最終段階の認証を認めていないため、米国企業は追加で検査の費用と時間を要する。米国とEUは、双方の適合審査機関に完全な内国民待遇を提供すべきである。また、米国で連邦政府の規制の対象外である製品に対しては、相互承認協定（MRA）に反対する。
 - 規制の互換性の強化：EUは信頼できる技術的正当性に欠ける規制を策定する傾向があり、米国の産業界と政府は苦情を申し入れてきた。こうした規制では「予防原則」に基づき、不透明な意思決定手続きが行われている。米国とEUは共同で既存の規制が貿易に与える障壁を最小限に抑えるとともに、規制の比較と相互遵守を可能にするデータ共有を行うべきである。市場監視と規制の実施を向上するイニシアティブもまとめるべきである。
 - 米国とEUは、新しい産業分野の貿易の障壁を防止する努力に重点を置き、こうした分野で開かれた互換性のある規格を策定するため、緊密に協力する。

NEMAは2014年10月と2015年10月に米国通商代表部に提出した貿易政策に対する意見⁴⁶でも、TTIPについて適合性審査の問題に触れている。ここでは、EU指令の策定における正当性や透明性、開示性を徹底させ、その適用における内国民待遇と説明責任を徹底させるため、米国通商代表部とともに解決策に取り組む方針を示している。

b) 米欧の建設・農業機械3団体の見解

欧州建設機械工業連合会（CECE）、欧州農業機械工業会（CEMA）、米国機器製造業協会（AEM）が2014年6月に、欧州委員会及び米国通商代表部の交渉担当者に対して共同で出した書簡¹⁹では、規制協力の分野で以下の点を優先課題として挙げている。

- 新たな規制の相違の出現を阻止しながら、既存の規制の相違や貿易の技術的障壁（TBT）に取り組むため、米国・EU間の関連規制の規定の調整と調和を強化する。
- 機械の規制と規格の調和及び可能な場合にはISO規格の受け入れを達成する。
- コストのかかる不要な第三者認定を義務付けず、設計・安全規定の相互承認を達成する。
- 将来的な法規や規制の取り組みを調整する。

CECEが2014年4月に単独で公表した見解²⁰では、上記の他に以下の点にも言及している。

- エンジンの排出量の分野で、規制と規格の調和を達成するための作業が必要である。
- 環境分野を中心に、建設機器には共通規格を適用すべきである。

⁴⁶ NEMA Comments on US Government on Foreign Trade Barriers, Docket USTR –2014–0014” October 29, 2014
<http://www.nema.org/Policy/Trade/Documents/NEMA%20Comments%20to%20U.S.%20Government%20on%20Foreign%20Trade%20Barriers.pdf>
NEMA Comments on Foreign Trade Barriers, Docket USTR –2015–0014, Request for Public Comments to Compile the National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, October 18, 2015
<http://www.nema.org/Policy/Trade/Documents/NEMA%202015%20Cmnts%20on%20Foreign%20Trade%20Barriers.pdf>

- 米国と EU の意思決定者の定期的な協議や特別な協定により、将来的に法規の調整を向上させる。
- 第三者認証は製品の安全性や環境性能の水準に付加価値を与えることはない。

c) 米欧の工作機械 2 団体の見解

米国製造技術協会（AMT: Association for Manufacturing Technology）と欧州工作機械工業連盟（CECIMO: European Association of the Machine Tool Industries）は 2015 年 11 月に共同声明⁴⁷を発表したが、基本的には他の団体と同じ内容である。要点は以下の通りである。

- 検査手続きや承認プロセスの標準化に向けた取り組みを支持する。
- TTIP では、既存・新規の規制を相互補完的なものにし、企業への負担を最小限に抑えるため、EU と米国の協力を強化する必要がある。
- 国際的合意に基づく規格に沿って、工作機械の技術的要件の相互承認を目指す。
- TTIP では規則策定の透明性や民間部門の関与を高め、適時に意見を提供する機会を増やす必要がある。

⑤ 情報通信技術（ICT）

a) 米国の産業団体

米国・情報技術工業協議会（ITIC）は TTIP 交渉における規制と規格について、2013 年の第 1 回交渉後に意見⁴⁸を示したが、その要点は以下の通りである。

- TTIP の野心的な目標は、米国と EU の規制システムの互換性を強化し、貿易における国際的ルールの形成を支援することにある。
- 技術規制や関連する適合性審査の制度は、実績に基づかずに見通しに基づく場合にはイノベーションにとって脅威となる。健全な規制慣行とすることで、規制の正当な目的を達成しながらイノベーションへの影響を最小限に抑えることができる。
- 国際的な規格や健全な規制慣行の基準を定め、この取り組みを国際的なデジタル経済の中心に据える機会が米国と EU にはある。TTIP における規格策定の共通の取り組みでは、開かれた透明性のあるプロセスを確立する。
- 米国と EU は、第三国の現地化政策に対抗するため共同で取り組んでおり、この協力を TTIP で強化できる。TTIP では、ICT の製品・サービスの市場アクセスの条件として、技術移転、現地の研究開発・知的財産や製造能力への投資・開発・活用を義務付ける不本意な要件を課されないことを明示すべきである。
- ナノテクノロジーのように将来的に成長や雇用創出をもたらす新たな分野で、不要な規

⁴⁷ “The American and European machine tool associations publish a joint statement on the Transatlantic Trade and Investment Partnership” November 4, 2015

http://www.amtonline.org/article_display.cfm?article_id=190118

⁴⁸ ITIC “Enormous Opportunity in the U.S.-EU Trade Talks” July 23, 2013

<https://www.itic.org/news-events/techwonk-blog/enormous-opportunity-in-the-useu-trade-talks>

ITTC “T-TIP and ICT Standardization: Opportunity is Knocking” September 30, 2013

<https://www.itic.org/news-events/techwonk-blog/ttip-and-ict-standardization-opportunity-is-knocking>

制の相違を回避する枠組みを策定すべきである。将来的な規制や規制の改正に関する「早期警告システム」の導入が考えられる。

また、米国・コンピューター通信産業協会（CCIA）は2015年2月に発表した勧告²²で、特にデータ移転について、原則的に全てのデータは自由に流れるようにすべきで、データ保護の規則や枠組みのように個人を特定できる情報の保護は、これと調和させるべきだと述べている。

b) インテル（米国・半導体最大手）

インテルは規制と規格の収斂について、EUの問題点を指摘しながら対応策を示している。同社の通商・競争政策担当取締役が2013年5月に行った演説⁴⁹では、TTIPの最優先課題は規制の収斂と規制協力であるとして、米国とEUには規制の根本原理や規定の検査手続き・要件における大きな違いがあると指摘。双方の法規制、政策の枠組みの相違に対しては、調和が最良となる場合があるものの、長期的な取り組みになる可能性がある点を課題とした。また、これらの相違を調整する、最も現実的な取り組みは政策の相互運用性であるとして、これが短期的な解決策になる場合が多いと指摘した。なお、国境を越えるデータ移転については、TTIPにより米国とEUのプライバシーとサイバーセキュリティにおける相違を調整すべきとしている。

また、インテルの通商・競争政策担当取締役と規格政策担当取締役は、共同で2013年10月に考えを公表している⁵⁰。この中で、欧州が標準化システムを自由化する意図があるかどうか不明であるとして、TTIPの交渉では米国とEUで策定される国内・域内規格に開かれたシステムを求めるとともに、国際規格を強く支持するとして下記の点を推奨している。

- 米国とEUは国際規格に向け、共通した広範な定義で合意すべきである。
- 双方は国内の規格や技術的規制よりも国際規格の開発を効果的に促進すべきである。
- 双方は、国際規格に基づくかどうかに関係なく、技術的な義務付けを課すことを最小限に抑えるべきである。国内・域内規制による国内・域内技術にとらわれることはイノベーションを妨げ、消費者は先進的なICT製品・サービスを享受できなくなる。

⑥ 医薬品

前述（「2.-(1) 市場アクセスに関する議論 ⑤医薬品」）のように、米欧の産業団体・企業が求めているTTIP交渉の優先課題の主要3点の中の1点は、規制の調和・互換性である。規制の相違や重複する要件に対処することが医薬品開発の効率性を高め、患者が画期的な新薬を迅速に利用できることにつながるとして、TTIPは合理化したプロセスや手続きを策定する機会になるという。各団体・企業の見解・意見はほぼ同じで、これらをまとめると以下の通りとなる。

- 欧州医薬品庁（EMA）と米国食品医薬品局（FDA）の調和に重点を置き、不要な重複を

⁴⁹ “Oral Statement of Greg Slater, Intel Corporation, on behalf of the Transatlantic Business Council Before the Trade Policy Staff Committee, May 30, 2013”
<http://www.transatlanticbusiness.org/wp-content/uploads/2014/05/Oral-Statement-before-TPSC-May-30-2013.pdf>

⁵⁰ Policy@Intel “TTIP: An Opportunity to Strengthen Global Technology Standards” October 31, 2013
<http://blogs.intel.com/policy/2013/10/31/ttip-an-opportunity-to-strengthen-global-technology-standards/>

減らして国際基準の策定に道を開く。

- 治療ガイドラインの策定で共同作業を実施する。
- GMP（製造・品質管理基準）やGCP（臨床試験実施基準）の検査を相互に承認する。必要とされる検査の重複はTTIPを通じて撤廃することで、EMAとFDAのこの分野の取り組みを強化する。これにより重複を減らし、規制当局の限られた資源を最大限に活用。
- 米国とEUの小児用医薬品開発計画のプロセスと形式を調和させることで、重複を減らして医薬品開発を合理化する。
- 製造変更のための承認後の変更申請に対して、EMAとFDAは調和性を高める。これには変更の分類の整合化、必要とされる申請の種類やタイムラインの調和などがある。
- 医薬品の安全性の監視や有効性とリスクの総合評価で協力を強化する。
- EUと米国には、公共データベースによる臨床試験結果の報告で同様な政策がある。双方は、臨床試験結果のデータフィールドの調和したリストを策定するために協力を強化し、データの公共への開示で合意する。
- 偽造薬品の取り締まりに向けたサプライチェーン監視のため、共通の国内／域内コーディングシステム基準を策定する。

⑦ 繊維・衣料

米国アパレル・履物協会（AAFA）、米国ファッション産業協会（USFIA）、欧州ブランド衣料連合（EBCA）が2014年9月に発表したTTIPに関する共同見解²⁸の中で、規制協力に関する優先課題として挙げているのは以下の点である。

- 規制の収斂を促進するメカニズムまたは規制と規格の相互承認
可能な限り、規制の収斂が相互承認を用いる。EUと米国の法規制当局が貿易障壁に対処する方法として、情報を交換するメカニズムをTTIPで創設することを支持する。
- 表示に関する規制の調和
EU域内及びEUと米国の間で繊維の表示に相違があるため、EU・米国間で繊維表示の規則を調和させる。製品に取り付ける義務的な表示要件の数を最低限に抑える。この簡素化には、繊維の名称やISO規格に基づく取り扱い説明のシンボルの整合化、化学物質の表示に関する要件の撤廃がある。
- 製品の安全性と検査方法に関する規制と要件の調和
EUと米国は、適合審査機関の受け入れの拡大や検査方法の単一国際規格への移行により、不必要な重複する検査を撤廃するための作業を進めるべきである。
- 禁止物質のリストの調和
繊維・衣料製品で使用を禁止するか制限する化学物質・その他物資の共通リストの策定、及びEUと米国で使用を認める水準の共通化に向けて作業を進めることを支持する。

3団体は2015年10月にも共同見解⁵¹を発表し、取り扱い表示のシンボルや動物由来の材料の

⁵¹ “Position paper on options for harmonisation of rules or regulatory cooperation in TTIP” October 10,

開示、繊維の名称、表示の使用言語、使用する化学物質の開示と警告、可燃性の警告、リサイクル成分など表示に関する具体的な問題で、TTIP が対応すべき課題を取り上げている。

⑧ 金融

米欧の金融産業は、TTIP の交渉で進展が見られないことに懸念を抱いており、規制協力で具体的な交渉を進めるよう求める意見を出している。2015年10月の第11回交渉を前に米国保険協会（AIA: American Insurance Association）、米国生命保険事業者協会（ACLI: American Council of Life Insurers）、欧州保険協会（Insurance Europe）が共同で出した声明⁵²では、最近の交渉で金融分野の問題や規制協力についての取り組みがないとして、TTIP に保険及びその他金融を含めることを確認するよう求めている。TTIP は強固で一貫性のある規制協力の枠組みを設置し、必要であれば相互承認の枠組みを実現する機会になると指摘し、こうした規制協力が G20（主要 20 カ国・地域）や金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）での取り組みを支え、安定した国際金融システムに貢献すると説明している。

米国証券業金融市場協会（SIFMA: Securities Industry and Financial Markets Association）も 2015 年 7 月に同様の声明⁵³を発表し、米国と EU の金融市場の間で最も大きな障壁は不十分な規制協力・調整であるとして、国境を越えたルールや規制に効率的な方法で対応するには、TTIP で金融分野での規制協力の枠組みを定めることが重要と述べている。同様な要請は度々出され、米欧の金融産業及びサービス業の 11 団体も第 8 回交渉の前の 2015 年 1 月に共同で声明⁵⁴を発表。

なお、ACLI は 2014 年 9 月に具体的な見解⁵⁵を示し、以下を TTIP に盛り込むよう求めた。

- 全ての規制当局に対して、たとえ異なる方法で結果を達成するにしても、結果に基づく規制の枠組みで判断し、同等性を達成するよう促すことを義務付ける。
- 双方の経済にとって重要と思われる規制について、事前・事後の評価の方法や透明なプロセスなど新たな手段を策定する。
- データ処理など国境を越えた補助的サービスの提供に対する規制のような規制判断が域外に与える影響を抑えることを含め、取引を制限する措置の発動を回避することを約束する。
- 規制協力の取り組みを見直して全ての分野で進展させるため、双方の政府内の高いレベルでメカニズムを確立させる。

2015 http://www.usfashionindustry.com/pdf_files/Oct2015-US-EU-Position-Paper-TTIP.pdf

⁵² “EU and U.S. Insurers Renew Call for Inclusion of Financial Services in the TTIP”
<http://www.aiadc.org/news/all-news-releases/2015/october/eu-and-u-s-insurers-renew-call-for-inclusion-of-financial-services-in-the-ttip>

⁵³ “SIFMA Calls for Financial Services Regulatory Coordination in TTIP Negotiations”
http://www.sifma.org/newsroom/2015/sifma_calls_for_financial_services_regulatory_coordination_in_ttip_negotiations/

⁵⁴ <http://www.insuranceurope.eu/sites/default/files/attachments/Joint%20TTIP%20statement.pdf>

⁵⁵ “Public Policy Issue Brief – Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP)” September 2014
https://www.acli.com/Issues/International%20Trade/Documents/TTIP_Issue_Brief.pdf

⑨ 石油・ガス

石油・ガスは、TTIP ではルール分野のエネルギー・原材料（ERMs）に関わっているが、米国石油協会（API）と国際石油・ガス生産者協会（IOGP）が2014年と2015年に公表したTTIPに関する共同の見解³⁴の中から規制協力を触れた部分を以下に挙げる。

- EUと米国の石油・ガスに対する規制制度の相互承認など、規制する権利を維持しながらも規制協力のプロセスを確立する。
- リスクや証拠に基づいたコスト効果分析を含めた規制を支持する。規制やルールの策定と実施には透明性を持たせ、事前に関係者と正式な協議を実施することを求める。

⑩ 農産品・食品

a) 米国の産業団体

米国最大の農業団体AFBFが2015年10月に公表したTTIPに関する見解³⁵は、規制協力では以下のように食品安全性と衛生植物検疫措置（SPS）、バイオ技術を利用した製品の課題を挙げている。

- SPSの問題は、米国の牛肉、豚肉、鶏肉の輸出にとって障壁であり、バイオ製品の承認プロセスの遅延と並んで交渉で関心が集まる分野である。米国とEUは共にWTO「SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）」を遵守し、米国は食品安全性でリスク評価の取り組みに従っているが、EUはこれに加えて「予防原則」を導入し、有害な可能性のある場合には非科学的なリスク管理戦略が適用される。米国は予防原則にはWTO「SPS協定」と整合性がなく、科学的に正当化できない貿易障壁と考える。
- EUのバイオ製品の承認において実質的な変更を求める。トウモロコシや大豆のEU向け輸出の大幅な減少は、制限的な輸入政策の結果である。EUのバイオ製品の規制システムは科学に基づく必要があり、米国産品の承認は効率的でなければならない。

AFBFやアメリカ大豆協会（ASA: American Soybean Association）など13団体からなる米国バイオ作物連合（U.S. Biotech Crops Alliance）は、2015年3月と4月に欧州委員会の保健衛生・食の安全総局に宛てた書簡⁵⁶で、EUのバイオ作物の承認の遅れを指摘し、EUに対してバイオ作物に関する基本原則を示した。

b) 欧州の産業団体

食品・飲料産業団体のフード・ドリンク・ヨーロッパは、2014年12月に出した見解³⁶で、規制協力ではSPSやその他技術的障壁を含めた非関税障壁の撤廃・軽減、EUと米国の規制当局・政治機関・関係者間の協力強化と対話を求め、緊密な協力と情報交換により将来の規制を調和させ重複を阻止すべきだと述べている。

⁵⁶ U.S. Biotech Crops Alliance, March 12, 2015

<https://soygrowers.com/wp-content/uploads/2015/03/USBCA-EC-Biotech-Review-Letter-3-12-15.pdf>

U.S. Biotech Crops Alliance, April 28, 2015

<http://www.wheatworld.org/wp-content/uploads/USBCA-Letter-to-EC-on-Opt-Out-Proposal-4-28-15.pdf>

フード・ドリンク・ヨーロッパが欧州農業組織委員会（COPA: Committee of Professional Agricultural Organisation）・欧州農業協同組合委員会（COGECA: General Confederation of Agricultural Cooperative）と2013年9月に出した共同声明⁵⁷は、TTIP交渉の主な目的を示している。この中で規制協力の分野に関する項目は以下の通りである。

- 規制協力：緊密な規制協力により、同等性や相互承認、基準の調和を通じて動物や植物に関する非関税措置を解決すべきである。ただし、双方は相手側の消費者・環境・衛生の保護水準を尊重すべきである。
- 国際基準：EUの輸出事業者は米国の過度な管理や費用のかかる手続きに直面することが多い。科学的証拠に裏付けられた国際基準の受け入れが相互の貿易上の利益となる。
- 規制の調和：交渉では、米国の連邦の規制と各州の規制との相違に対するEUの農産品・食品の輸出事業者の懸念に対処すべきである。米国各州の規制の整合性を取ることで、全体的な枠組みを簡素化するよう目指すべきである。
- 新たな障壁：米国「食品安全強化法（US Food Safety Modernization Act）」施行やその他の手段により、新たな規制の障壁を導入しないことが特に重要である。

(3) ルールに関する論議

ルールの交渉分野は、労働や環境を含む持続可能な開発、エネルギーと原材料（ERM）、税関と貿易円滑化（CTF）、中小企業（SME）、投資保護と投資対国家の紛争解決（ISDS）、競争、知的財産権（IPR）と地理的表示（GI）、政府間紛争解決（GGDS）からなる。

① 化学品

米国化学工業協会（ACC）は2013年3月に米国通商代表部に提示したTTIPに関する意見¹⁴の中で、貿易円滑化と知的財産に言及している。

• 貿易円滑化

TTIPでは、米国とEUが貿易の円滑化に向けた最優良事例の手続きを採用することに重点を置く。税関の手続きには透明性と効率性が必要で、不要な重複を取り除くことを重視する。中央通関手続きや規制調和が、企業の遵守の負担や市場投入までの時間、コストを大幅に削減する。EUでは税関の規則はEUレベルで調和されているものが多いが、実施は加盟国によって異なる上、ITインフラの調和の欠如からも障壁が生じている。

• 知的財産権（IPR）

規制要件を遵守するため、規制当局に企業機密情報を提供することが多いが、こうした情報に対しては適切な保護が重要である。独占的所有権の情報の保護に向けた協力で効果的なメカニズムを整備する場合、情報の所有者が要請すれば、政府間で情報の共有を促進する選択肢を

⁵⁷ “Joint Statement – EU agri-food chain organisations call on negotiators to resolve key non-tariff measures during TTIP negotiations”, 30 September 2013
http://www.fooddrinkeurope.eu/uploads/statements_documents/STATEMENT - EU agri-food chain representatives call on negotiators to resolve key non-tariff measures during TTIP negotiati.pdf

探る必要がある。TTIPにおける知的財産に関する規定は、大西洋経済評議会（TEC）のIPR作業部会が定めてTECの約束に盛り込んだ基本原則を反映させる。TTIPにおける強固なIPRの枠組みは、第三国が保護を弱体化しようとする試みを阻止する上でも重要である。

② エンジニアリング・機械

米欧のエンジニアリング・機械の産業団体の見解・意見でルール分野についての言及は少ない。NEMAが米国通商代表部に提出した文書¹⁷では、税関の協力と貿易の円滑化について、発光ダイオード（LED）など固体光源技術のように貿易が拡大している製品を中心に、調和した関税分類を共同で策定・採択する必要性に触れている他、第三国で生産される製品について高水準の規制遵守と知的財産権保護を達成するよう共同で取り組む必要性を指摘している。

③ 情報通信技術（ICT）

インテルの通商・競争政策担当取締役が2013年5月に行った演説⁴⁹では、TTIPは知的財産権保護に対する高い基準を確立し今後の他の貿易交渉に影響を与える絶好の機会になるとして、特許、企業機密、商標、その他の知的財産権に関する利害調整が欠かせないと指摘している。また、協定に包括的な「イノベーション」章を設けて、アイデアや資本、製品、サービス、人材の自由な交換・交流に対する障害に取り組み、基礎的な研究開発と新技術の商業化を促進するプログラムに向け、米国とEUの間の共通の枠組みを創設することを求めている。

④ 医薬品

前述（「2.-(1) 市場アクセスに関する議論 ⑤医薬品」参照）のように、米欧の産業団体・企業が求めるTTIP交渉の優先課題の主要3点のうちの1点は、知的財産権（IPR）の保護・行使である。バイオ医薬品産業の研究開発への投資は知的財産権に対する強力な保護と実施にかかっていると、米国とEUのIPR政策と慣行の調和を達成するため、TTIPでは高水準のルールや原則、協力メカニズムに対する支援を明示するよう求めている。

- 既存の高水準のIPR・行使に共同で決意を示すとともに、将来的な二者間や多国間の基準として使用できる高水準なIPR原則を確立させる。
- 特許庁同士の既存の協力関係を支え、グレースピリオド（発明から特許出願までの猶予期間）など実質的な特許法の調和に向けた作業を支援する決意を示す。
- 特許性の基準を明確にし、規制承認プロセスと特許庁の遅延を補償する期間を調整し修正する。
- 後発医薬品の承認時に有効特許を考慮する仕組みの導入を支援することで、効果的な特許行使の機会を提供する。
- 早期の特許紛争解決を可能にする効果的な特許行使システムを採用する。
- 患者のプライバシーを保護し、規制の見直しプロセスを維持し、バイオ医学研究における独占使用データやインセンティブの権利を保護するため、データ共有政策を採用する。
- 公共衛生の保護に必要な制限以外では商標に制限を課さない。

⑤ 繊維・衣料

米国アパレル・履物協会（AAFA）、米国ファッション産業協会（USFIA）、欧州ブランド衣料連合（EBCA）が2014年9月に発表した共同見解²⁸の中で、ルールに関しては税関手続きの円滑化を優先課題に挙げている。TTIPにより、国境での手続きで予測可能性や簡易性、統一性を高めることにより不必要なコストや遅延を減らせるとして、「税関」章では貿易の円滑化を強調し、信頼できる事業者をパートナーとして扱ってリスクの可能性が高い事業者に対する執行に重点を置くよう求めている。また、米国国内や欧州域内の様々な港湾の税関の標準化に向けた取り組みが、現在の各税関での一貫性の欠如を是正すると述べている。

⑥ 石油・ガス

米国石油協会（API）と国際石油・ガス生産者協会（IOGP）が2014年と2015年に公表したTTIPに関する共同の見解³⁴の要点を以下に挙げる。市場アクセスと規制協力に関する項目は、「2-(1) 市場アクセスに関する議論」と「2-(2) 規制協力に関する議論」に各々示した。

- 取引や輸出を含め、いかなる独占も禁じ、反競争的・独占的慣行を禁じる原則を採用。
- ライセンス供与から探査、生産、輸送、流通・販売・購買、輸出入まで石油・ガス産業の全バリューチェーンと全市場区分で非差別的なアクセスを支持する。
- 米国とEUの石油・ガスのパイプラインに対する第三者アクセスの法的枠組みは十分だが、実施面では課題がある。TTIPの枠内で、石油・ガスの施設に関する非差別の原則と反競争的慣行の対応を求める。
- 温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーの目標設定、持続可能性の認証取得義務などの政策や原則は、科学に基づき、総合的な分析や透明性のあるプロセスに裏付けられたものとし、国内の環境法規や国際的な持続可能性の原則に従うべきである。
- 知的財産権（IPR）保護では、IPRに関わる情報検索での共通分類や企業機密に関わる法令の強化など特許や商標、著作権に対する強固な規則と行使を支持する。
- データセキュリティを強化するため、世界中の事業拠点でのサイバーセキュリティ情報の効率的なフローを徹底する緊密な国際協力を支持する。
- 現地での雇用・機器調達や投資の義務付けなどローカルコンテンツの要件は差別的となる場合があり、実施が困難になることがある。このため、競争原理が働く、透明な入札を促進し、労働・原材料の調達では適格な現地と国際的なサプライヤーに機会を提供することを支持する。
- 政府が環境や消費者の健康の保護など公共利益のために規制する権利を支持するが、「投資」章に盛り込まれる投資保護、投資の収用禁止、収用時の即時の補償、資本の自由な移転、信頼できる独立した国際的な第三者紛争処理メカニズムへのアクセスを支持する。

なお、APIは投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）について単独で見解⁵⁸を発表し、

⁵⁸ “API Supports Investor State Dispute Settlement (ISDS)”
<http://www.api.org/~media/Files/Policy/Trade/API-ISDS-Position-Paper.pdf?la=en>

投資の保護と ISDS のメカニズムを強く支持することを表明している。

⑦ 農産品・食品

a) 米国の産業団体

米国の農産品・食品産業では、EU の地理的表示 (GI) に対する反発が根強い。米国最大の農業団体 AFBF が 2015 年 10 月に公表した見解⁵⁹では、GI の制度は EU の生産者に対する法的な保護であり、米国の食品の市場性や競争力を損なうとして、食品に対する地理的表示を認めることに反対を表明している。

米国では、AFBF や米国乳製品輸出協会 (USDEC: US Dairy Export Council)、米国チーズ協会 (American Cheese Society) などが共同で 2012 年に一般食品名称に関わるコンソーシウム (CCFN: Consortium for Common Food Names) を結成し、GI を貿易協定に盛り込む動きに反対してきた。2015 年 3 月には TTIP の交渉に焦点を当てて、反対意見を表明している⁵⁹。その中で、EU は EU 産品が有利になるように各国との自由貿易協定交渉や GI リストの交換を進めていると指摘。CCFN の目標は、正当な GI と食品の一般名を保護する取り組みを推進することで、既に公有財産の一部となっている共通名称を独占する試みに反対すると説明している。TTIP の交渉では、米国の酪農産業が「パルメザン」や「フェタ」など一般名の製品について、EU 市場へのアクセスを回復する必要があると主張している。

USDEC も 2015 年 2 月に同様な趣旨を公表して GI の保護に強い懸念を示している⁶⁰。USDEC は CCFN と共に、TTIP の交渉で主張すべき 3 点を以下のように挙げている。

- 「EU・カナダ包括的経済貿易協定 (CETA)」の GI 条項は、食品の一般名を使用する生産者には受け入れられないものである。EU は「CETA」における GI の扱いを TTIP のモデルにする意向だが、これに強く反対する。EU の GI 導入により、米国と世界の生産者は「フェタ」、「フォンティナ」、「ゴルゴンゾーラ」(いずれもチーズ) など長年にわたる食品一般名の使用権を断念させられることになる。
- GI は適切な扱いの場合にのみ機能する。例えば、「オランダ・ゴード」は守られるべきだが、「ゴード」の名称は引き続き制限なく自由に使用可能とすべきである。
- EU が進める GI の使用禁止が世界中で急増し、貿易協定に広がっている。これにより米国の輸出事業者の第三国における競争力が損なわれている。

b) 欧州の産業団体

フード・ドリンク・ヨーロッパと欧州農業組織委員会 (COPA) ・欧州農業協同組合委員会 (COGECA) が 2013 年 9 月に出した共同声明⁵⁷では、TTIP の交渉の重要な目的として、ルー

⁵⁹ “Threats to Common Food Names More Widespread in EU Trade Deals and other Geographical Indications Policies”, March 19, 2015

<http://www.commonfoodnames.com/threats-to-common-food-names-more-widespread-in-eu-trade-deals-and-other-geographical-indications-policies/>

⁶⁰ “U.S. Dairy Industry Dives Home Concerns on Geographical Indications and Common Food Name Issues During TTIP Stakeholders Form”

<http://www.commonfoodnames.com/u-s-dairy-industry-drives-home-concerns-on-geographical-indications-and-common-food-name-issues-during-ttip-stakeholders-forum/>

ルの分野では貿易の円滑化を挙げている。税関協力、通過、出荷前検査、税関貨物取り扱い事業者、認証手続き費用に関して、明確で詳細な情報の提供が効率的で低コストの商品輸送の基本になると説明している。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150163>

「EU 米国間の包括的貿易投資協定（TTIP）」に関わる
交渉進捗状況と欧米産業界の見方

2016年3月発行
独立行政法人 日本貿易振興機構
東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル私書箱 528号

禁無断転載